



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の住所の変更の届出 (村づくり計画課) ..... 1
- 区営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定 (村づくり計画課) ..... 1
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画・モノレール課) ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) ..... 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件 (県民生活課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 3

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (県立南部医療センター・こども医療センター) ..... 3

### 監査委員事項

- 定期監査結果の公表 ..... 4
- 財政的援助団体等監査結果の公表 ..... 4
- 行政監査結果の公表 ..... 4

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 4

### 収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 ..... 5
- 公示送達 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第36号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、石垣島土地改良区から役員の住所に変更があった旨の届出があった。

平成27年 1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	中山義隆	石垣市字登野城2番地30木田アパート203号	石垣市字登野城394番地2アパートKEN201号

### 沖縄県告示第37号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第52条の2第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった石垣市登武野地区 (区営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金) の換地計画について、平成27年1月16日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年 1月28日から同年 2月25日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**沖縄県告示第38号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成27年 1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 読谷村大木土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 読谷村字伊良皆310番地 1
- 3 施行地区 読谷村字大木下大木原及び中大木原、字伊良皆大木原及び呉屋原並びに字楚辺赤犬子原、東原及び東上原の各一部
- 4 事業施行期間 平成27年 1月27日から平成36年 3月31日まで
- 5 認可年月日 平成27年 1月14日
- 6 事業年度 毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで
- 7 公告の方法 組合事務所の掲示場及び読谷村役場の掲示所に掲示して行う。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年 3月14日まで縦覧に供する。

平成27年 1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大きな和
- 3 代表者の氏名 奥山博史
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字伊差川1056番地 3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者に対して、生活、健康、福祉の増進を図る事業を行うほか、高齢者、障害者及びその家族に対して、介護に関する社会教育を行うとともに、高齢者、障害者、子育て世帯に対して、就労支援を行うことで、地域福祉の向上と地域社会における雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年 3月15日まで縦覧に供する。

平成27年 1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄モーターサイクル普及協会
- 3 代表者の氏名 比嘉勉
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地 2丁目22番 1号

- 5 定款に記載された目的 この法人は、二輪車を都市の適正な公共交通手段として位置づけ、利用促進の為のあらゆるシステム構築を図り、駐輪・駐車場整備、交通安全対策などへの情報提供と支援・協力をを行うことによる、まちづくりの推進、環境の保全、地域の安全活動に寄与することを目的とする。またモーターサイクルスポーツの普及と振興を図り、青少年の心身の健全育成に寄与することも目的とする。並びに子ども達が交通社会における自己防衛と自己責任についても学び、親と子の会話の機会や地域安全活動の機会を増やし地域社会に貢献することも目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成27年3月18日まで縦覧に供する。  
平成27年1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年1月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アートリンク
- 3 代表者の氏名 翁長さおり
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里寒川町2丁目19番地サンクレスト首里寒川南綾門301
- 5 定款に記載された目的 この法人は、アートを媒介にした対話によるコミュニケーションを通して、人と地域社会、伝統文化と日常生活、教育と社会などの新しいリンクの在り方を提案する事業を推進する。教育機関や文化施設との連携による活動を中心に、人間文化の華である芸術・文化の力と、今を「生きる力」を創造する為の教育をつなぐ創造的活動により、社会・地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年1月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月2日 沖縄県指令土第748号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯399番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯145番地新垣マンション102号 神谷直
- 5 検査済証番号 平成27年1月15日 第4167号
- 6 工事完了年月日 平成27年1月8日

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年1月27日

沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター院長 我那覇 仁

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 人工心肺装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター 島尻郡南風原町字新川118番地の1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年11月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社ライフテック 中頭郡西原町字棚原781番地
- 5 契約金額 60,048,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成27年 1月27日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

### 沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団ほか31団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成27年 1月27日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

### 沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成27年 1月27日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	仲	田	弘	毅
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

## 選 挙 管 理 委 員 会 事 項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成26年沖縄県選挙管理委員会告示第42号は、廃止する。

平成27年 1月27日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,185
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80



万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 238,651

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	15,653
うるま市	30,837
沖縄市	34,584
宜野湾市	24,242
浦添市	28,485
那覇市	84,152
豊見城市	15,178
南城市	10,923
糸満市	15,138
宮古島市(宮古郡を含む。)	14,588
石垣市(八重山郡を含む。)	13,977
国頭郡(島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。)	18,291
中頭郡	38,935
島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く。)	24,758

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年 1月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・5・1号小禄赤嶺線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	備考
			登記簿	実測		
那覇市字小禄長田原	849番	宅地	179.16	181.23	28.40	(注)

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のG29、GK2、B160-1、B100、B101、B161-1及びG29の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
上原勝雄	南風原町字新川6番地7 2F
米須幸子	那覇市小禄1丁目2番5号
上原秀雄	那覇市田原4丁目9番地10
源河純子	那覇市具志1丁目4番1号
上原光雄	那覇市字小禄843番地17
新垣弘子	那覇市字小禄847番地13上原宅
上原清雅	那覇市字小禄847番地13 1階

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年 1月15日

**沖縄県収用委員会告示第2号**

使用しようとする土地 宜野湾市字伊佐上原766番  
土地所有者 宮城ケネートウ 住所及び居所不明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

普天間飛行場その2に係る平成26年12月11日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成27年2月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年 1月27日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成25年度定期監査の結果報告書

## ＜財務・事務に関する事項＞

第1 監査の概要	1	[支 出]	18
1 監査対象年度	1	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	18
2 監査の実施方法及び実施方針	1	[契 約]	19
3 監査実施機関数及び実施状況	2	(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
第2 監査の結果	7	[財 産]	19
1 財務に関する事項	7	(1) 切手の管理が適正でなかったもの	19
2 事務に関する事項	10	2 事務に関する事項	19
3 部局別指摘件数	11	(1) 証紙の消印等が適正でなかったもの	19
第3 監査所見	12	【企画部】	19
1 予算執行の適正化について	12	1 財務に関する事項	19
2 収入事務の適正化について	12	[収 入]	19
3 支出事務の適正化について	13	(1) その他収入事務が適正でなかったもの	19
4 契約事務の適正化について	14	【子ども生活福祉部】	19
5 財産管理の適正化について	14	1 財務に関する事項	19
6 事務処理の適正化について	15	[収 入]	19
7 財務事務の適正化について	15	(1) 徴収に努力を要するもの	19
第4 部局別の指摘事項	16	(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	20
【各局局共通】	16	[支 出]	20
1 財務に関する事項	16	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	20
[支 出]	16	(2) その他支出事務が適正でなかったもの	21
(1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	16	[契 約]	21
(2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの	16	(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
(3) 物品の購入が適正でなかったもの	16	[財 産]	21
[財 産]	17	(1) 物品処分同いをしていないかったもの	21
(1) 公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	17	【保健医療部】	21
2 事務に関する事項	17	1 財務に関する事項	21
[防火管理体制]	17	[収 入]	21
(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	17	(1) 徴収に努力を要するもの	21
【総 務 部】	18	[支 出]	22
1 財務に関する事項	18	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	22
[収 入]	18	[契 約]	22
(1) 徴収に努力を要するもの	18	(1) 契約事務が適正でなかったもの	22
		【農林水産部】	22
		1 財務に関する事項	22
		[収 入]	22
		(1) 徴収に努力を要するもの	22
		(2) 調定事務が適正でなかったもの	23

[支 出]	23	[財 産]	27
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	23	(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの	27
(2) その他支出事務が適正でなかったもの	24	【出納事務局】	27
[契 約]	24	1 財務に関する事項	27
(1) 予定価格調書を作成していなかったもの	24	[支 出]	27
(2) 契約方法について改善を要するもの	24	(1) 給与が不足払いとなっていたもの	27
(3) 契約事務が適正でなかったもの	24	【病院事業局】	27
[工 事]	24	1 財務に関する事項	27
(1) 工事に係る事務が適正でなかったもの	24	[予 算]	27
[財 産]	24	(1) 予算執行伺いをしていたもの	27
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	24	[収 入]	28
(2) 所管換えの事務手続が適正でなかったもの	24	(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	28
(3) 公用車の利活用が図られてなかったもの	25	(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	28
2 事務に関する事項	25	(3) その他収入事務が適正でなかったもの	28
(1) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの	25	[支 出]	28
【商工労働部】	25	(1) 手当の認定事務が適正でなかったもの	28
1 財務に関する事項	25	(2) 給与が過不足払いとなっていたもの	28
[収 入]	25	(3) 報酬が過不足払いとなっていたもの	29
(1) 徴収に努力を要するもの	25	(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	29
[支 出]	25	(5) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの	30
(1) 給与が過払いとなっていたもの	25	(6) その他支出事務が適正でなかったもの	30
【文化観光スポーツ部】	26	[契 約]	30
1 財務に関する事項	26	(1) 予定価格調書を作成していなかったもの	30
[収 入]	26	(2) 契約事務が適正でなかったもの	30
(1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	26	[財 産]	31
[契 約]	26	(1) 物品処分伺いをしていたもの	31
(1) 契約事務が適正でなかったもの	26	(2) 被服等の管理が適正でなかったもの	31
【土木建築部】	26	2 事務に関する事項	31
1 財務に関する事項	26	(1) 権限を有しない者が専決していたもの	31
[予 算]	26	(2) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの	32
(1) 予算執行が適正でなかったもの	26	【教育庁】	32
[収 入]	26	1 財務に関する事項	32
(1) 徴収に努力を要するもの	26	[予 算]	32
[支 出]	27	(1) 予算執行が適正でなかったもの	32
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	27	[収 入]	32
[契 約]	27	(1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	32
(1) 契約事務が適正でなかったもの	27		



[支 出]	32
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	32
(2) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの	33
(3) その他支出事務が適正でなかったもの	33
[契 約]	33
(1) 契約事務が適正でなかったもの	33
(2) 契約方法について改善を要するもの	33
2 事務に関する事項	33
(1) 任用事務が適正でなかったもの	33
【警察本部】	33
1 財務に関する事項	33
[収 入]	33
(1) 徴収に努力を要するもの	33
[支 出]	34
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	34
[契 約]	34
(1) 契約事務が適正でなかったもの	34

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務」と総称する。）について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。  
監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成25年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

また、必要に応じて関係人調査を行った。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(7) 未収金の債権管理について

(4) 沖縄振興特別推進交付金事業について

イ 事務に関する事項

(7) 携帯電話等の加入について

(4) 公用車の運用管理及び保険等契約について

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	35
1 監査対象	35
2 監査期間	35
3 監査の方法及び着眼点	35
4 監査の実施状況	35
第2 監査の結果及び所見	37
1 特記仕様書について	37
2 工事発注時期について検討が必要なもの	37
3 安全衛生管理体制について改善を要するもの	38
4 建築物の長寿命化等について	38

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事室	6	6	6	0
総務部	17	17	17	0
企画部	8	8	8	0
環境部	5	5	5	0
子ども生活福祉部	20	20	20	0
保健医療部	10	10	10	0
農林水産部	43	43	43	0
商工労働部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	6	6	6	0
土木建築部	24	24	24	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	9	9	7	2
病院局	7	7	7	0
議事局	1	1	1	0
教育庁	94	94	54	40
警察本部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	317	317	268	49

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成26年1月14日から同年8月28日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事室	平成26年6月19～20日 " 7月29日	本庁各課	平成26年7月22～23日 " 8月20日
消防学校	" 3月5日 " 4月25日	北部福祉保健所	" 4月16～17日 " 5月26日
本庁各課	平成26年7月9～11日 " 8月18日	中部福祉保健所	" 3月13～14日 " 4月15日
宮古事務所各課	" 5月13～14日 " 6月9日	南部福祉保健所	" 2月12～13日 " 3月19日
八重山事務所各課	" 5月27～28日 " 6月17日	宮古福祉保健所	" 5月22～23日 " 6月12日
東京事務所	" 2月13～14日	八重山福祉保健所	" 5月29～30日 " 6月19日
自治研修所	" 3月4日	女性相談所	" 3月11日 " 4月21日
名護県税事務所	" 4月15日 " 5月20日	若夏学院	" 3月5日 " 4月24日
コザ県税事務所	" 4月24日 " 5月29日	コザ児童相談所	" 4月23日 " 5月29日
那覇県税事務所	" 5月9日 " 6月6日	中央児童相談所	" 4月23日 " 5月14日
自動車税事務所	" 6月13日 " 7月14日	身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月11日 " 4月28日
本庁各課	平成26年6月17～20日 " 7月28日	県民生活センター	" 3月11日 " 4月14日
本庁各課	平成26年6月17～18日 " 7月28日	計量検定所	" 4月18日 " 5月19日
動物愛護管理センター	" 3月13日 " 4月16日	平和記念資料館	" 2月28日 " 3月26日
本庁各課	平成26年7月22～23日 " 8月18日	本庁各課	平成26年7月8～11日 " 8月7日
看護大学	" 5月23日 " 6月17日	北部農林水産振興センター各課	" 2月25～27日、3月6～7日 " 4月11日
衛生環境研究所	" 3月12日 " 4月16日	宮古農林水産振興センター各課	" 5月20～23日 " 6月12日
総合精神保健福祉センター	" 3月5日 " 4月21日	八重山農林水産振興センター各課	" 5月27～30日 " 6月19日
中央食肉衛生検査所	" 3月12日 " 4月18日	農業研究センター	" 4月24日 " 5月27日
北部食肉衛生検査所	" 2月4日 " 3月19日	農業研究センター 名護支所	" 4月17日 " 5月26日
		農業研究センター 宮古島支所	" 5月20日 " 6月10日
		農業研究センター 石垣支所	" 5月27日 " 6月18日
		畜産研究センター	" 2月5日 " 3月24日
		森林資源研究センター	" 2月6日 " 3月17日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部	水産海洋技術センター	本庁各課	平成26年7月15～18日 " 8月15日
	水産海洋技術センター 石垣支所	北部土木事務所	" 4月15～16日 " 5月20日
	海洋深層水研究所	中部土木事務所	" 5月8～9日 " 6月24日
	中央卸売市場	南部土木事務所	" 5月13～14日 " 6月9日
	病害虫防除技術 センター	宮古土木事務所	" 5月15～16日 " 6月9日
	中部農業改良普及 センター	八重山土木事務所	" 5月29～30日 " 6月17日
	南部農業改良普及 センター	沖縄県ダム事務所	" 4月16日 " 5月14日
	農業大学校	下地島空港管理事務所	" 5月21日 " 6月13日
	中央家畜保健衛生所	下水道管理事務所	" 4月22日 " 5月27日
	家畜衛生試験場	下水道建設事務所	" 4月22日 " 5月27日
	家畜改良センター	会計課	平成26年7月3日 " 7月23日
	中部農林土木事務所	物品管理課	" 7月3日 " 7月23日
	南部農林土木事務所	本庁各課	平成26年6月10～12日 " 7月29日
	南部林業事務所	石川浄水管理事務所	" 2月12日 " 3月18日
	栽培漁業センター	西原浄水管理事務所	" 2月12日 " 4月22日
	本庁各課	水質管理事務所	" 2月12日 " 3月18日
	大阪事務所	果立病院課	平成26年7月22～23日 " 8月13日
	具志川職業能力開発校	北部病院	" 6月11～13日 " 7月23日
	浦添職業能力開発校	中部病院	" 6月24～26日 " 7月24日
	商工労働部	工業技術センター	南部医療センター・ こども医療センター
工芸振興センター		精和病院	" 6月3～4日 " 7月24日
本庁各課		宮古病院	" 6月11～12日 " 7月31日
芸術大学		八重山病院	" 6月24～26日 " 7月25日
博物館・美術館			

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
教育庁	本庁各課	本庁各課	平成26年7月29日～8月1日 " 8月13日
	国頭教育事務所	南部農林高等学校	" 2月27～28日 " 2月26日
	中頭教育事務所	美来工科高等学校	" 1月28～29日 " 2月7日
	那覇教育事務所	沖縄工業高等学校	" 1月30～31日 " 2月12日
	高尻教育事務所	浦添工業高等学校	" 1月30～31日 " 2月4日
	宮古教育事務所	中部商業高等学校	" 2月20～21日 " 2月10日
	八重山教育事務所	南部商業高等学校	" 2月20～21日 " 2月23日
	総合教育センター	浦添商業高等学校	" 1月28～29日 " 1月23日
	辺土名高等学校	具志川商業高等学校	" 2月6日 " 3月13日
	北山高等学校	球陽高等学校	" 2月7日 " 3月13日
	名護高等学校	宮古高等学校	" 2月7日 " 3月10日
	宜野座高等学校	宮古工業高等学校	" 2月7日 " 3月21日
	石川高等学校	伊良部高等学校	" 1月16日 " 2月20日
	読谷高等学校	名護商工高等学校	" 2月3日 " 1月16日
	普天間高等学校	那覇特別支援学校	" 1月17日 " 2月5日
	首里高等学校	宮古特別支援学校	" 2月18日 " 3月28日
	真和志高等学校	島尻特別支援学校	" 1月22日 " 2月12日
	小禄高等学校	八重山特別支援学校	" 2月13日 " 1月23日
	陽明高等学校	森川特別支援学校	" 1月14日 " 2月10日
	与勝高等学校	泡瀬特別支援学校	" 1月16日 " 2月4日
与勝緑が丘中学校	桜野特別支援学校	" 1月16日 " 2月4日	
具志川高等学校	西崎特別支援学校	" 1月21日 " 1月21日	
嘉手納高等学校		" 1月24日 " 2月18日	
首里東高等学校		" 2月18日 " 3月28日	

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	平成26年7月29日～8月1日 " 8月20日	議会事務局	平成26年7月28日 " 8月28日
豊見城警察署	" 3月6日 " 4月14日	監査委員事務局	平成26年6月13日
糸満警察署	" 2月26日 " 3月19日	人事委員会事務局	平成26年7月4日 " 8月21日
与那原警察署	" 3月7日 " 4月18日	労働委員会事務局	平成26年6月27日 " 7月17日
沖縄警察署	" 1月28日 " 2月7日	選挙管理委員会	平成26年6月18日 " 7月28日
うるま警察署	" 2月27日 " 3月18日	海区漁業調整委員会事務局	平成26年7月9日 " 8月7日
石川警察署	" 3月6日 " 4月22日	内水面漁場管理委員会事務局	平成26年7月9日 " 8月7日
名護警察署	" 2月4日 " 3月17日	収用委員会事務局	平成26年7月15日 " 8月15日
本部警察署	" 2月4日 " 3月19日		

注：1 監査対象機関は平成26年4月1日現在で表記している。  
2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。  
書面監査は、平成26年8月12日から同月28日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
企業局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁	県立図書館 那覇文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 宜野湾高等学校 中部農業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 久米島高等学校 那覇商業高等学校 沖繩水産高等学校 開邦高等学校 向陽高等学校 久米島高等学校 泊高等学校 沖繩言学校 沖繩ろう学校 美咲特別支援学校 大平特別支援学校 鏡が丘特別支援学校(浦添分校) 名護特別支援学校 神縄高等特別支援学校
警察本部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行が適正でなかったもの	2	建築指導課 浦添商業高等学校 (2機関)
予算執行伺いをしていないかったもの	1	中部病院 (1機関)
計	3	(3機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	22	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所 県税課 八重山事務所 県税課 管財課 福祉政策課 高齢者福祉介護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉保健所 中部福祉保健所 八重山福祉保健所 南部福祉保健所 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 中央児童相談所 コザ児童相談所 保健医療政策課 森林管理課 水産課 農政経済課 企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 (27機関)
医薬未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター (7機関) 精神病院 宮古病院 八重山病院
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	4	芸術大学 北部病院 北部農林高等学校 宮古特別支援学校 (4機関)
調定事務が適正でなかったもの	2	農業研究センター宮古支所 畜産研究センター (2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	1	高齢者福祉介護課 (1機関)
その他収入事務が適正でなかったもの	3	科学技術振興課 精神病院 八重山病院 (3機関)
計	33	(44機関)



(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
給与が過不足払いとなっていたもの	41	職員厚生課 宮古事務所総務課 那覇県税事務所 中央児童相談所 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 農政経済課 北部農林水産振興センター 農業改良普及課 農業研究センター 農業研究センター 宮古島支所 病害虫防除技術センター 工業技術センター 八重山土木事務所 北部土木事務所 (八重山土木事務所) 会計課 (出納事務局) 北部病院 県立病院課 北部病院 南部医療センター 八重山病院 精神病院 八重山病院 宮古教育事務所 小緑高等学校 北部農林高等学校 八重山特別支援学校 総務課 (県警本部) うるま警察署 (26機関)
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	秘書課 行政管理課 自動車税事務所 八重山事務所総務課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 子育て支援課 宮古福祉保健所 衛生環境研究所 農業研究センター 水産海洋技術センター 産業政策課 国際物流業課 企業立地推進課 都市計画・モノレール課 八重山土木事務所 県立学校教育課 (17機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部局共通)	1	北部農林水産振興センター 家畜保健衛生課 工芸振興センター 南部医療センター 八重山病院 泊高等学校 与那原警察署 浦添警察署 宮古島警察署 (7機関)
物品の購入が適正でなかったもの (各部局共通)	1	広報交流課 水産課 国際物流業課 北部病院 中部病院 南部医療センター・子ども医療センター 宮古病院 八重山病院 捜査第一課 (9機関)
消耗品・備品等の購入に当たって検査調査を作成してなかったもの	2	南部医療センター・子ども医療センター 宮古高等学校 (2機関)
手当の認定事務が適正でなかったもの	1	県立病院課 (1機関)
報酬が過不足払いとなっていたもの	1	県立病院課 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	5	高齢者福祉介護課 身体障害者更生相談所 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 八重山病院 八重山教育事務所 (5機関)
計	54	(69機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
契約事務が適正でなかったもの	19	総務私学課 税務課 八重山福祉保健所 衛生環境研究所 農業研究センター 文化振興課 宮古土木事務所 中部病院 南部医療センター・子ども医療センター 精神病院 八重山病院 名護高等学校 (14機関)
契約方法について改善を要するもの	3	農林水産総務課 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 コサ高等学校 (3機関)
予定価格調書を作成していなかったもの	3	農業研究センター 北部病院 八重山病院 (3機関)
計	25	(20機関)

(5) 工事にに関するもの

指摘の内容	件数	機関名
工事に係る事務が適正でなかったもの	1	家畜改良センター (1機関)

(6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
公用車等の亡失損傷報告書を出していないもの (各部局共通)	1	東京事務所 動物愛護管理センター 博物館・美術館 施設課 学校人事課 文化財課 (6機関)
物品処分回いをしていないもの	4	北部福祉保健所 南部福祉保健所 女性相談所 中部病院 (4機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	2	南部農林土木事務所 南部土木事務所 (2機関)
切手の管理が適正でなかったもの	1	宮古事務所県税課 (1機関)
財産の管理が適正でなかったもの	1	水産課 (1機関)
被服等の管理が適正でなかったもの	1	中部病院 (1機関)
所管換えの事務手続が適正でなかったもの	1	畜産研究センター (1機関)
計	11	(16機関)



2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法に基づく防火管理体制が 適正でなかったもの (各部局共通)	1	中央児童相談所 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 中央御洗市場 病害虫防除技術センター 工業振興センター 泡瀬特別支援学校 (7機関)
道路交通法に基づく安全運転管 理体制が適正でなかったもの	2	園芸振興課 (2機関) 中部病院
証紙の消印等が適正でなかった もの	1	宮古事務所総務課 (1機関)
権限を有しない者が専決してい たもの	1	中部病院 (1機関)
任用事務が適正でなかったもの	1	伊良部高等学校 (1機関)
計	6	(12機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部局名	財務に関する事項				事務に関する事項				事務に 関する 事項	合計 H25 H24	増減	
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	計					
知事公室							0			0	2	△ 2
総務部		3	5	3		1	12		1	13	7	6
企画部		1					1			1	2	△ 1
環境部							0			0	1	△ 1
子ども生活福祉部		8	4	1		3	16			16	17	△ 1
保健医療部		1	2	1			4			4	2	2
農林水産部		5	7	4	1	3	20		1	21	15	6
商工労働部		5	1				6			6	4	2
文化観光スポーツ部		1			1		2			2	4	△ 2
土木建築部	1	2	2	1		1	7			7	5	2
出納事務局			1				1			1	1	0
企業局							0			0	4	△ 4
病院事業局	1	4	21	11		2	39		2	41	9	32
議会事務局							0			0	0	0
教育庁	1	2	6	2			11		1	12	17	△ 5
警察本部		1	2	1			4			4	5	△ 1
その他の行政委員会事務局							0			0	1	△ 1
共通			3			1	4		1	5	5	0
計	H25	3	33	54	25	1	11	127	6	133		
	H24	5	28	35	13	0	15	96	5	101		
増減		△ 2	5	19	12	1	△ 4	31	1	32		

### 第3 監査所見

平成25年度は、監査の結果として、未収金の徴収に努力を要するもの、給与が過不足払いとなっていたもの、支出負担行為が適正でなかったもの、長期継続契約で物品を購入していたもの、財産の活用が図られていなかったもの、防火管理体制が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部統制機能の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組みていただきたい。

#### 1 予算執行の適正化について

業務に必要な携帯電話の付加機能を契約し不経済な支出となつてきているもの、学校施設に係る経費であるのに公費で執行していないものがあった。

経済性を考慮した予算の執行に努めるとともに、執行伺い時における内容確認の徹底を図るなど適正な事務処理に努めていただきたい。

#### 2 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は41億8,631万円で、前年度より12.5%減少し、特別会計の収入未済額は81億7,559万円で、前年度より7.0%減少している。

病院事業会計の医薬未収金（個人負担分）は18億9,194万円で、前年度より1.4%減少している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、クレジット収納など収納機会の拡充、強制執行等の法的措置などによる取組が行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、商法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

#### (2) その他の収入事務

生産物売払い代の調定が遅延し翌年度に事務処理を行っているもの、申請書類に貼付された証紙に消印を押していないもの、担当職員間の連絡不十分により国庫支出金の請求が過小となっているものがあった。

これらは事務処理上の単純ミスによるところが大きいことから、複数職員によるチェック体制の徹底を図る必要がある。

また、出納員でない職員が現金を収納しているもの、会計管理者の承認なしに領収書の交付を省略しているものなどがあった。

現金の取扱いについては、その性質上慎重を期する必要があることから、地方自治法、財務規則等の規定に即り厳格に行っていたいただきたい。

### 3 支出事務の適正化について

#### (1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額3,730,601円、不足払い額2,069,724円）。

特に、期末手当や勤労手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給しているものや休暇等による除算期間を誤っているものも多く見受けられた。

また、扶養手当において、扶養の事実を確認しておらず、支給要件が欠けているにもかかわらず支給し続けているものなどがあった。

これらのことが発生した原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するもののほか、認定や事後確認の段階における管理職員等のチェックミス、支給要件の変更に伴う職員の届出の失念などが考えられる。

平成27年1月からは、職員（企業局、病院事業局、教育庁及び警察本部に所属する職員を除く。）の手当認定等に係る事務が、順次、総務事務センターで直接処理されることから、扶養手当などの諸手当の支給要件や変更届出について、職員への一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されている諸手当についても、適正なものであるかどうか、定期的に検証する必要がある。

給与事務については、制度熟知のための研修を充実強化し、全庁的に事後確認を行うシステムを構築するとともに、指導監督を徹底していただきたい。

## (2) その他の支出事務

早取期限までに電気料金を支払わなかったことから速収加算額が不経済な支出となつているもの、資金前渡精算を行っていないもの、報酬等の支払いに当たり源泉徴収せずに支払っているものなどがあった。

支出事務については、関係法令の遵守及び再確認を徹底するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有化を図る必要がある。

また、支出負担行為の適正な処理について、平成24年12月28日付け及び平成25年6月20日付け会計管理者通知により注意喚起されているところであるが、依然として不適正な事例が多く見受けられている。

各機関においては、職場内会議等で取組を検討すること等により、職員の共通認識を深めるとともに、支出負担行為の処理の適正化に向けた指導監督を強化していただきたい。

## 4 契約事務の適正化について

予定価格調書や契約書を作成していないもの、工事契約における設計書を作成していないもの、変更契約を締結していないもの、見積書を徴取していないもの、消費税等を除算しなかったため過大に支出しているものなどがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多かった。そのため、研修の充実のもとより、定期的な自主検査の実施などにより、関係法令の理解の向上を図り、適正な事務処理に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すことができずものを分割して随意契約を締結しているものや財務規則に定める額を超えており競争入札に付すべきであるが随意契約を締結しているものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

## 5 財産管理の適正化について

物品の処分に当たり処分伺いをしていないもの、備品台帳への登録が漏れているもの、財産の所管換え手続が適正でないものがあった。

また、切手受払簿において記録された残枚数と実際の枚数に相違のあるもの、公用車等の亡失損傷報告をしていないものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

## 6 事務処理の適正化について

### (1) 消防法に基づく防火管理体制

消防法に基づく防火管理者の選任及び届出をしていない機関や同法に定められた消火訓練等を実施していない機関があった。

消防法令の理解と遵守を徹底するとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

### (2) その他の事務処理

道路交通法に基づく安全運転管理者の選任及び届出をしていないもの、証紙の消印及び証紙収納簿の様式が証紙条例施行規則に従っていないものがあった。

また、嘱託職員に対する労働条件通知書を交付していないものがあった。

適正な事務処理が行われるよう、改めて制度や関係法令の周知を図っていただきたい。

## 7 財務事務の適正化について

物品の処分伺い、予定価格調書の作成など財務規則に定める基本的手続を行っているもの、支出負担行為や契約において財務規則に基づかない事務処理を行っているものが、依然として散見される状況にある。

財務規則は、地方自治法、同法施行令と併せて、県における財務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものである。それゆえ、職員一人ひとりにあつては、財務規則の理解及び厳守が強く要請されていることに留意しなければならぬ。

各自がその職責を自覚し、それぞれの業務における役割を果たすとともに、所属内、部局内のチェック体制を検証し、内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に、病院事業局においては、不適正な事務処理が多く確認された。病院事業局は、地方公営企業法に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。

また、沖縄振興特別推進交付金事業については、一部について改善を要する事項があったことから、関係法令、要綱、関係文書等を十分確認の上、適正な事業の執行に努めていただきたい。

#### 第4 部局別の指摘事項

##### 【各部局共通】

#### 1 財務に関する事項

##### 【支出】

#### (1) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

支出負担行為に係る事務が適正でないものが次のとおりであった。

ア 請負契約又は購入契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときにしているが、契約期間終了後、納品後等に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・ 知事公室（秘書課）
- ・ 総務部（行政管理課、自動車税事務所、八重山事務所総務課）
- ・ 子ども生活福祉部（宮古福祉保健所）
- ・ 保健医療部（衛生環境研究所）
- ・ 商工労働部（企業立地推進課）
- ・ 土木建築部（都市計画・モノレール課、八重山土木事務所）
- ・ 教育庁（県立学校教育課）

イ 請負契約について支出負担行為を整理する時期は、契約を締結するときとしているが、契約期間中に契約締結日に遡って整理していたもの

- ・ 子ども生活福祉部（福祉政策課、子育て支援課）
- ・ 農林水産部（農業研究センター、水産海洋技術センター）
- ・ 商工労働部（産業政策課）

ウ 部局においては、100万円以上の委託料又は補助金の支出負担行為をしようとするときは、事前に出納機関に合議しなければならぬが、合議していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（福祉政策課、青少年・子ども家庭課）
- ・ 商工労働部（国際物流商業課）

#### (2) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額が生じ、不経済な支出となっているものが次のとおりであった。

- ・ 農林水産部（北部農林水産振興センター家畜保健衛生課 4,344円）
- ・ 商工労働部（工芸振興センター 7,666円）
- ・ 病院事業局（南部医療センター・子ども医療センター 2件合計2,999円）
- ・ 教育庁（泊高等学校 23,303円）
- ・ 警察本部（与那原警察署 27,171円、浦添警察署 237円、宮古島警察署 27,093円）

#### (3) 物品の購入が適正でなかったもの

長期継続契約で購入が認められていない携帯電話等の物品を、長期継続契約で購入しているものが次のとおりであった。

- ・ 知事公室（広報交流課）

- ・ 農林水産部（水産課）
- ・ 商工労働部（国際物流商業課）
- ・ 病院事業局（北部病院、中部病院、南部医療センター・子ども医療センター）
- ・ 一、宮古病院、八重山病院
- ・ 警察本部（捜査第一課）

#### 【財産】

#### (1) 公用車等の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車等を亡失損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していないものが次のとおりであった。

- ・ 総務部（東京事務所）
- ・ 環境部（動物愛護管理センター）
- ・ 文化観光スポーツ部（博物館・美術館）
- ・ 教育庁（施設課、学校人事課、文化財課）

#### 2 事務に関する事項

##### 【防火管理体制】

#### (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制が適正でないものが次のとおりであった。

ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を選任し、届出しなければならぬが、選任及び届出をしていなかったもの

- ・ 農林水産部（病害虫防除技術センター）
- ・ 商工労働部（工芸振興センター）

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練（年1回）を実施しなければならぬが、実施していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（身体障害者更生相談所）
- ・ 農林水産部（病害虫防除技術センター）
- ・ 商工労働部（工芸振興センター）

ウ 特別支援学校、病院、卸売市場等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならぬが、年1回も実施していなかったもの

- ・ 教育庁（泡瀬特別支援学校）

エ 特別支援学校、病院、卸売市場等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならぬが、年1回しか実施していなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（中央児童相談所）
- ・ 保健医療部（総合精神保健福祉センター）
- ・ 農林水産部（中央卸売市場）



【総務部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成25年度	97,620,257,751	94,958,333,886	325,549,059	2,488,568,214	97.3
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8
対前年度比	99.08	100.49	66.4	87.8	—

(国税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
イ 土地貸付料	69,277,624円	8.5%	△5.8% (管財課)
ウ 所有者不明土地貸付料	9,567,682円	33.2%	3.1% (管財課)

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、33,480円の過払いとなっていた。  
(職員厚生課)

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当及び特勤手当の合計で199,160円の過払いとなっていた。  
(宮古事務所総務課)

ウ 期末手当の支給に当たって、病気休暇期間を誤って在職期間から除算したため、122,304円の不足払いとなっていた。  
(那覇県税事務所)

エ 勤労手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、職員Aについて30,695円、職員Bについて61,683円の不足払いとなっていた。  
(那覇県税事務所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 文書のデジタル化業務委託契約において、同実績報告書の検収が十分でなかったため、旅費、使用料に二重に消費税等を加算したものを実績として受理し、支出が過大となっていた。  
(総務私学課)

イ 自動車納税通知書等作成業務の委託契約において、新たに追加したチラシの作成等について、変更契約を締結していなかった。  
(税務課)

ウ 自動車税の収納事務委託契約について、正式な見積書を徴取せず、契約年度開始前に徴取した参考見積書をもって契約を締結していた。  
(税務課)

【財産】

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,438円分少なく、管理が適正に行われていなかった。  
(宮古事務所県税課)

2 事務に関する事項

(1) 証紙の消印等が適正でなかったもの

特定計量器の検定手数料等の手続において、申請書等に貼付している証紙の消印及び証紙収納簿の様式が、沖縄県証紙条例施行規則に定めるものとなっていない。  
(宮古事務所総務課)

【企画部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) その他収入事務が適正でなかったもの

科学技術系人材育成システム構築事業（総事業費69,467,063円）に係る国庫補助金の申請に当たって、賃金職員の有給休暇時の通勤費用相当額について算定を誤ったことにより、3,035円過小に請求していた。  
(科学技術振興課)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。



事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	98,307,431円	44.3% (福祉政策課、各福祉保健所)	△15.6%
イ 介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	2,011,000円	97.1%	4.9% (福祉政策課)
ウ 高齢者居室整備資金 貸付金	17,999,200円	100.0%	皆増 (高齢者福祉介護課)
エ 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	204,590,446円	60.3%	△26.4%
オ 違約金及び延納利息	2,444,691円	73.9% (青少年・子ども家庭課、各福祉保健所)	△6.0%
カ 児童扶養手当返還金	44,181,078円	37.1% (青少年・子ども家庭課)	△61.5%
キ 児童福祉施設負担金	39,953,750円	79.2%	5.3%
ク 特別障害者手当返還金	1,650,240円	84.5%	3.8% (障害福祉課)

(2) 証拠収納に係る事務が適正でなかったもの

証拠により使用料等を納付させる場合は、申請書等を受理したときに消印を押さなければならぬが、介護支援専門員資格登録申請等の手続において、消印を押していないものが21件あった。

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当の支給に当たって、休職による除算期間の算定を誤ったため、128,303円の不足払いとなっていた。

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことによ

り、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず  
同手当を支給したため、78,226円の過払いとなっていた。

(身体障害者更生相談所)

(2) その他支出事務が適正でなかったもの

ア 郵便物発送のため、切手を資金前渡により購入しているが、127枚、28,940円  
相当分について、他の事業費で購入した切手で立て替え、郵便物を発送していた。  
また、資金前渡の精算をしていなかった。

(高齢者福祉介護課)

イ 嘱託医の報酬の支払いに当たって、復興特別所得税を源泉徴収せずに支払って  
いた。

(身体障害者更生相談所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

生活保護受給者自立支援業務委託契約における積算に当たって、旅費及び賃借料  
に二重に消費税を加算して算定していた。

また、同業務の実績報告書についても、同様に消費税を二重加算して算定したも  
のを実績として受理し、支出が過大となっていた。

(八重山福祉保健所)

【財産】

(1) 物品処分同いをしていないもの

ア マイコン心電計等3件(合計7,895,000円)の処分に当たって、物品処分同い  
をしなければならぬが、同いをしていないかった。

(北部福祉保健所)

イ 印刷機等6件(合計1,573,670円)の処分に当たって、物品処分同いをしなけれ  
ばならぬが、同いをしていないかった。

(南部福祉保健所)

ウ 業務用食器洗浄機(476,050円)の処分に当たって、物品処分同いをしなけれ  
ばならぬが、同いをしていないかった。

(女性相談所)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの  
収入未済額が前年度より増加しているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
看護師等修学資金			
貸付金元利収入	10,717,732円	66.1%	6.7% (保健医療政策課)

**[支 出]**

- (1) **給与が過不足払いとなっていたもの**  
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。
- ア 勤労手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため、71,548円の過払いとなっていた。  
(総合精神保健福祉センター)
- イ 住居手当及び通勤手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、住居手当で24,500円の不足払い、通勤手当で9,500円の過払いとなっていた。  
(総合精神保健福祉センター)

**[契 約]**

- (1) **契約事務が適正でなかったもの**  
不用備品の廃棄契約（執行予定額689,220円）について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もなされていなかった。  
(衛生環境研究所)

**【農林水産部】**

**1 財務に関する事項**

**[収 入]**

- (1) **徴収に努力を要するもの**  
収入未済額が多額に上っているものが次のとおりあった。
- | 事 項       | 収入未済額        | 調定額に対する<br>収入未済額の割合 | 収入未済額の<br>対前年度増加率 |
|-----------|--------------|---------------------|-------------------|
| ア 農業改良資金  |              |                     |                   |
| 貸付金元利収入   | 466,987,192円 | 87.9%               | △3.0%             |
| 違約金及び延納利息 | 82,871,368円  | 95.4%               | △0.4%<br>(農政経済課)  |
| イ 林業改善資金  |              |                     |                   |
| 貸付金元利収入   | 43,489,000円  | 81.0%               | △7.6%             |
| 違約金及び延納利息 | 238,528円     | 100.0%              | 0.0%<br>(森林管理課)   |

ウ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	51,851,269円	61.3%	△13.8%
違約金及び延納利息	1,179,026円	33.4%	△41.5% (水産課)

(2) **調定事務が適正でなかったもの**

- ア 生産物売払い代について、平成25年度中に調定及び収納すべきところ、調定が遅延し、平成26年度の事務処理となっていた。  
(農業研究センター宮古島支所)
- イ 生産物売払い代について、平成24年度中に調定及び収納すべきところ、調定が遅延し、平成25年度の事務処理となっていた。  
(畜産研究センター)

**[支 出]**

- (1) **給与が過不足払いとなっていたもの**  
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。
- ア 期末手当及び勤労手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤労手当の合計で207,996円の不足払いとなっていた。  
(農政経済課)
- イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者が育児休業から復職した際、職員からの届出なしに支給額を改定していた。  
また、支給額の改定日を誤ったため、扶養手当と期末手当の合計で30,875円の不足払いとなっていた。  
(北部農林水産振興センター農業改良普及課)
- ウ 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならぬが、送金の事実の確認が十分でないままに同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で、職員Aは379,047円、職員Bは415,988円の過払いとなっていた。  
(農業研究センター)
- エ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で259,675円の過払いとなっていた。  
(農業研究センター宮古島支所)
- オ 通勤手当の支給に当たって、再任用短時間勤務職員の平均1か月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合には満額支給すべきところ、100分の50を減額したため、33,000円の不足払いとなっていた。  
(病害虫防除技術センター)

- (2) その他支出事務が適正でなかったもの  
個人事業者に委託した工事監理委託業務の支払いに当たって、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収せずに支払っていた。  
(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

**[契約]**

- (1) **予定価格調書を作成していなかったもの**  
電気工作物保安管理業務委託契約（執行予定額1,587,600円）について、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。  
(農業研究センター)
- (2) **契約方法について改善を要するもの**  
ア 執行予定額100万円以上である同種の2件の調査委託業務において、一方は指名競争入札とし、他方は随意契約としていた。  
(農林水産総務課)
- イ 長期継続契約によるシステムの賃貸借契約（執行予定額941,220円）について、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。  
(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)
- (3) **契約事務が適正でなかったもの**  
施設工事に係る入札において、A社から委任された者の、記名押印がない入札書を有効なものとしていた。  
なお、A社は落札していなかった。  
(農業研究センター)

**[工事]**

- (1) **工事に係る事務が適正でなかったもの**  
豚舎改修工事（執行予定額11,000,000円）について、予定価格を定める際に設計書等を作成しなければならぬが作成せず、合算額をもって予定価格としていた。  
(家畜改良センター)

**[財産]**

- (1) **財産の管理が適正でなかったもの**  
備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならぬが、衛星電話一式（807,712円）について、登録していなかった。  
(水産課)
- (2) **所管換えの事務手続が適正でなかったもの**  
生産物の管理を移し換える場合は所管換えをする必要があるが、所管換えの事務手続をしていなかった。  
(畜産研究センター)

- (3) **公用車の利活用が図られていなかったもの**  
公用車の年間稼働日数（28日、44日）が少なく、利活用が図られていないものが2台あった。  
(南部農林土木事務所)

**2 事務に関する事項**

- (1) **道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの**  
一定台数以上の自動車の使用者は、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任し届出しなければならぬが、選任及び届出をしていなかった。  
(園芸振興課)

**【商労働部】**

**1 財務に関する事項**

**[収入]**

(1) **徴収に努力を要するもの**  
収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	7,148,830,218円	88.9%	△6.5%
違約金及び延納利息	50,715,275円	88.1%	△11.9%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	46,588,992円	18.3%	3.4%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等	37,771,636円	93.7%	0.0%
			(企業立地推進課)
エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区建物使用料	4,025,000円	2.6%	皆増
			(企業立地推進課)
オ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区駐車場使用料	1,218,000円	5.5%	皆増
			(企業立地推進課)

**[支出]**

- (1) **給与が過払いとなったもの**  
扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件

を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で569,400円の過払いとなっていた。  
(工業技術センター)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの  
定期演奏会及び定期公演の入場券を販売しているが、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。  
また、出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならぬが、平成25年10月20日に行われた定期公演の入場料748,000円について、同年11月20日に払い込んでいた。  
(芸術大学)

【契約】

- (1) 契約事務が適正でなかったもの  
文化振興に関する業務委託契約において、同実績報告書の検収が十分でなかったため、1泊分の旅費の支出が過払いとなっているものを実績として受理し、支出が過大となっていた。  
(文化振興課)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

【予算】

- (1) 予算執行が適正でなかったもの  
携帯電話(1台)について、業務に必要ではない5件の付加機能を契約し、経済性に欠けるものとなっていた。  
(建築指導課)

【収入】

- (1) 徴収に努力を要するもの  
収入未済額が多額に上っており、前年度より増加しているものが次のとおりであった。
- | 事項           | 収入未済額        | 調定額に対する収入未済額の割合 | 収入未済額の対前年度増加率  |
|--------------|--------------|-----------------|----------------|
| ア 県営住宅使用料    | 701,075,919円 | 12.5%           | 1.0%<br>(住宅課)  |
| イ 県営住宅駐車場使用料 | 31,196,412円  | 9.4%            | 11.1%<br>(住宅課) |

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならぬが、母の収入の確認が十分でないままに同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、特勤手当及び時間外勤務手当の合計で50,289円の過払いとなっていた。  
(八重山土木事務所)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、任命権者が異なる前職の在職期間を合算しなかったため、期末手当及び勤勉手当の合計で187,968円の不足払いとなっていた。  
(北部土木事務所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

同種の消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、19日間同一業者に7回発注(各100,000円以下、合計628,855円)していた。  
(宮古土木事務所)

【財産】

(1) 公用車の利活用が図られていなかったもの

公用車の年間稼働日数(26日、45日)が少なく、利活用が図られていないものが2台あった。  
(南部土木事務所)

【出納事務局】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が30日未満であるにもかかわらず、在職期間から除算したことにより、50,264円の不足払いとなっていた。  
(会計課)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算執行同いをしていないかったもの

清掃業務委託及び医事業務請負契約について、予算を執行しようとするときは、予算執行同いをしなければならぬが、伺いをしていなかった。  
(中部病院)



## [収入]

### (1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成25年度末における医業未収金（個人負担分）は1,891,949,029円となっており、前年度末より27,137,075円（1.4%）減少しているが、依然として多額である。（県立病院課、各県立病院）

### (2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

医業収益金の保管に当たっては、沖縄県病院事業局助務規程に基づき、企業出納員等の職員が取り扱わなければならないが、医事業務委託業者が集計し金庫へ保管していた。

（北部病院）

### (3) その他収入事務が適正でなかったもの

ア 売店等の使用料については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、当月の売上高を確定させた後、翌月の15日までに納めなければならないが、年度当初に暫定的に納入させ、年度売上高が確定した翌年に差額を請求し納入させていた。

（精和病院）

イ 売店等の使用料については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、売上高により算定した額で徴収すべきであるが、売上高の確認を適切に行わず徴収していた。

（八重山病院）

## [支出]

### (1) 手当の認定事務が適正でなかったもの

同じ庁舎内の任命権者を異にして異動してきた職員について、転居等がなく、支給要件の変更がないため、新たな認定は必要ではないと錯誤し、任命権者による認定をしていなかった。また、年度途中の届出に、任命権者の押印が漏れていた。

（県立病院課）

### (2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 期末手当の支給に当たって、病気休暇期間を誤って在職期間から除算し、また、勤続手当の支給に当たって、病気休暇期間が30日未満であるにもかかわらず、在職期間から除算したことにより、期末手当と勤続手当の合計で99,626円の不足払いとなっていた。

（県立病院課）

イ 勤続手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、同手当を支給したため、34,913円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

ウ バス又はモノレール利用者に係る通勤手当の支給に当たって、定期券の金額により認定すべきところ、回数券の金額で認定し支給したため、職員Aについて89,584円、職員Bについて58,820円、職員Cについて81,156円、職員Dについて95,304円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

エ 期末手当の支給に当たって、基準日に新たに職員となった者は、その日が週休日でも基準日に在職する職員に含まれ、期末手当を支給することができるが、できないうちのものと錯誤したため、職員Aについて285,289円、職員Bについて96,442円の不足払いとなっていた。

（北部病院）

オ 勤続手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得したこと等により、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、職員Aについて68,202円、職員Bについて52,204円、職員Cについて100,318円、職員Dについて92,097円の過払いとなっていた。

（南部医療センター・こども医療センター）

カ 通勤手当の支給に当たって、通勤距離が5キロメートル未満のところを5キロメートルで認定し支給したため、192,000円の過払いとなっていた。

（南部医療センター・こども医療センター）

キ 通勤手当の支給に当たって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるため支給対象とならないが、バス等利用による通勤距離で認定し支給したため、138,108円の過払いとなっていた。

（南部医療センター・こども医療センター）

ク 扶養手当の支給に当たって、職員から職員以外の者へ主たる扶養者の変更があったにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で568,724円の過払いとなっていた。

（精和病院）

ケ 期末手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、76,587円の不足払いとなっていた。

（八重山病院）

### (3) 報酬が過不足払いとなっていたもの

嘱託員の報酬の支給に当たって、出勤日数等の算定を誤ったため、4名について合計47,762円の過払い、1名について10,080円の不足払いとなっていた。

（県立病院課）

### (4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

切手の購入に当たって、事前に前渡資金を受領することを失念したため、私金で



立て替えて購入し、離島診療所へ送付していた。

(北部病院)

- (5) **消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの**  
契約代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。  
(南部医療センター・こども医療センター)

- (6) **その他支出事務が適正でなかったもの**  
分析装置保守委託について、本来平成24年度に未払金として計上すべきところを計上しなかったため、平成25年度において過年度損益修正損として処理していた。  
(八重山病院)

#### [契約]

- (1) **予定価格調書を作成していなかったもの**  
ア 住宅賃貸借契約（執行予定額3,024,000円）において、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。

(北部病院)

- イ 臨床検査業務委託（執行予定額17,513,628円）において、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。

(八重山病院)

- (2) **契約事務が適正でなかったもの**

- ア 衣類等賃貸借及び洗濯業務委託契約（14,982,988円）について、覚書により2年にわたる契約としていた。

また、指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約をすする場合は予定価格を変更できないが、予定価格を上回る金額で契約していた。

(北部病院)

- イ 長期継続契約による複写機賃貸借契約（初年度執行予定額3,184,656円）において、予定価格を契約期間の総額で算出せず、予定価格調書も作成していなかった。

また、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。

(北部病院)

- ウ 消防用等設備点検業務委託及び高圧受変設備点検業務委託において、正式な見積書を徴せせず、契約年度開始前に徴取した参考見積書をもって契約を締結していた。

(北部病院)

- エ 衣類等賃貸借及び洗濯業務委託契約において、予定価格（46,447,205円）及び契約額（46,447,200円）が、執行予定額（45,005,772円）を上回っていた。

(中部病院)

オ 歯科診療台の購入に当たって、文書による正式な契約を交わさずそのまま支出していた。

(中部病院)

カ L.P.Gガス供給単価契約（執行予定額1,968,330円）について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。

(中部病院)

キ 臨床検査業務委託（執行予定額242,752,000円）において、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。

また、支出額（253,123,021円）が執行予定額を上回っていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

ク 衣類等洗濯業務委託契約（1,954,890円）について、年度開始前に指名競争入札を実施していた。

また、入札の結果落札者がないため種算を見直し予定価格を設定したが、再度の入札を実施することなく当初入札の最低価格提示者と随意契約していた。

(精神病院)

ケ 容器の購入に当たって、予算を執行しようとするときは、予算執行同いしななければならぬが、同いしをしておらず、また、診療材料費で支出すべきであるが委託料で支出していた。

(八重山病院)

#### [財産]

- (1) **物品処分同いしをしていなかったもの**

器械備品67件（固定資産除却費合計3,806,525円）の処分に当たって、物品処分同いしをしなければならぬが、同いしをしていなかった。

(中部病院)

- (2) **被服等の管理が適正でなかったもの**

沖縄県病院事業局被服等貸与規程に基づき沖縄県病院事務局に勤務する医師等に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿を作成していなかった。

(中部病院)

#### 2 事務に関する事項

- (1) **権限を有しない者が専決していたもの**

公用車の賃貸借契約（長期継続契約）について、年度執行予定額の予算執行同いの決議は、沖縄県病院事務局事務決裁規程に基づき院長決裁にすべきだが、事務部長決裁としていた。

(中部病院)

- (2) 道路交通法に基づく安全運転管理体制が適正でなかったもの  
一定台数以上の自動車の使用者は、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任し届出しなければならぬが、選任及び届出をしていなかった。  
(中部病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

【予算】

- (1) 予算執行が適正でなかったもの  
学校のグラウンド整備に係る経費は公費で支出すべきであるが、私費（学校徴収金）で支出していた。  
(浦添商業高等学校)

【収入】

- (1) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの  
ア 生産物の校内販売に当たって、会計管理者の承認を得ていないにもかかわらず、領収証の交付を省略していた。  
(北部農林高等学校)  
イ 校外イベントの生産物販売における売上金の取納に当たって、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。  
(宮古特別支援学校)

【支出】

- (1) 給与が過不足払いとなっていたもの  
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。  
ア 扶養手当の支給に当たって、配偶者がいるにもかかわらず配偶者がいない場合の額で認定し支給したため、扶養手当、へき地手当、準へき地手当及び期末手当の合計で43,988円の過払いとなっていた。  
(宮古教育事務所)  
イ 管理職手当の支給に当たって、私傷病により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給できないが、同手当を支給したため、48,870円の過払いとなっていた。  
(小禄高等学校)  
ウ 通勤手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業を取得した職員の復職後の支給開始時期を誤って支給したため、50,250円の不足払いとなっていた。  
(北部農林高等学校)  
エ 特勤手当に準ずる手当の支給に当たって、支給対象者であったにもかかわらず

らず、給与システムへの入力漏れにより支給しなかったため、150,106円の不足払いとなっていた。  
(八重山特別支援学校)

- (2) 消耗品・備品等の購入に当たって検査調書を作成していなかったもの  
契約代金が100万円以上の備品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならないが、作成していなかった。  
(宮古高等学校)

- (3) その他支出事務が適正でなかったもの  
赴任旅費の算定根拠となる水路距離については、沖縄県職員の旅費支給規則に基づき海上保安庁の調べに係る距離表を用いて算定するべきであるが、別資料により算定していた。  
(八重山教育事務所)

【契約】

- (1) 契約事務が適正でなかったもの  
警備業務委託契約に係る指名競争入札において、再度の入札に付して落札者がないことにより随意契約（執行予定額12,253,500円）をする場合は、見積書を徴取しなくてはならないが、徴取していなかった。  
また、予定価格調書を作成していなかった。  
(名護高等学校)
- (2) 契約方法について改善を要するもの  
バックネット撤去工事（執行予定額2,100,000円）とバックネット設置工事（執行予定額441,000円）について、関連工事として一括して競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。  
(コザ高等学校)

2 事務に関する事項

- (1) 任用事務が適正でなかったもの  
非常勤講師5人に対し、労働基準法に基づき労働条件通知書を交付していなかった。  
(伊良部高等学校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) 徴収に努力を要するもの  
収入未済額が多額に上っているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
放置駐車車両違反金	30,639,000円	18.8%	△40.2% (交通指導課)

**【支出】**

(1) **給与が不足払いとなっていたもの**  
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、不足払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、人事異動の際に、給与システムの支給停止を解除しなかったため、243,000円の不足払いとなっていた。  
(総務課)

イ 夜間勤務手当の支給に当たって、勤務時間数の算定を誤ったため、職員9名について合計190,841円の不足払いとなっていた。  
(うるま警察署)

**【契約】**

(1) **契約事務が適正でなかったもの**  
留置人等賠償に係る契約（執行予定額1,958,712円）において、予定価格調書を作成しなければならぬが、作成していなかった。  
また、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。  
(石川警察署)

**<工事に関する事項>**

**第1 監査の概要**

**1 監査対象**

- (1) 監査対象年度 平成25年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部7機関、農林水産部4機関、企業局1機関
- (3) 監査対象工事 監査対象工事  
平成25年度に竣工した工事で、当初請負額5,000万円以上の工事から、44件を抽出し監査対象とした。

**2 監査期間**

平成26年4月30日から同年11月30日まで

**3 監査の方法及び着眼点**

(1) 監査の方法  
監査は工事の施工が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続きは適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

**4 監査の実施状況**

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事名
下水道課	平成26年7月15日 ～7月16日	那覇浄化センター汚泥消化タンク築造工事 那覇浄化センター脱砒塔機械設備工事M12 宜野湾浄化センター最初沈殿池機械設備工事M12
施設建築課	平成26年7月17日 ～7月18日	那覇高校校舎改築工事（建築1工区） 那覇高校校舎改築工事（建築3工区） 沖縄I T津梁パークモパイル機器等検証拠 点施設（仮称）新築工事（建築1工区）

監査実施機関	監査実施期日	工事名
北部土木事務所	平成26年6月18日 ～6月20日	国道449号新本部大橋橋梁整備工事 (下部工P2) 県道123号線災害防除工事(H24-1) 西屋部川改修工事(西屋部橋・H24) 仲田港(仲田地区)海岸整備工事 (H25-3) 本部港(本部地区)岸壁(-9.0m)(-7.5m)工事 (H24-1)
中部土木事務所	平成26年6月25日 ～6月27日	石川川河川改修工事(H25-1) 中城公園整備工事(H24-3) 宮城海岸護岸工事(H24-1) H25中城湾港(泡瀬地区)潜堤整備工事 沖縄環状線道路改良工事(H25-1)
南部土木事務所	平成26年7月23日 ～7月25日	那覇大橋仮橋設置工事(H25-1工区) 国道507号高津嘉山トンネル新設工事 国場川河川改修工事(H24-1) 奥武山公園整備工事(H24) 中城湾港(西原与那原地区)ボートヤード整備工事(H25-1)
宮古土木事務所	平成26年7月1日 ～7月2日	伊良部大橋橋梁整備第8期工事(主航路部上部工その4)
八重山土木事務所	平成26年7月31日 ～8月1日	城辺下地線道路改築工事(H25-1工区) 池間大橋橋梁補修工事(H24-1) 石垣港伊原間線(野呂水)道路改良工事 (H25-1工区) 国道390号B P 電線共同溝整備工事 (H24-1) パンナ公園Eゾーン整備工事 (H24-1工区)
北部農林水産振興センター	平成26年7月9日	天仁屋地区土砂流出防止対策工事 辺名地区農地保全工事 宜名真漁港第1防波堤改修工事(その1)
南部農林土木事務所	平成26年7月10日 ～7月11日	糸満漁港浚除堤(K)工事(H24第1工区) 南大東漁港(北大東地区)第1泊地護岸工事 (24-6)
宮古農林水産振興センター	平成26年7月3日 ～7月4日	雄樋川1期地区貯水池工事 西原第1(Ⅱ期)地区ほ場整備工事 (H24-2) 島中地区畑地かんがい施設工事(H25-1) 荷川取漁港岸壁改良工事

監査実施機関	監査実施期日	工事名
八重山農林水産振興センター	平成26年7月29日 ～7月30日	米節東地区ほ場整備工事(第1工区) 伊原間海岸防災林造成工事(3工区) 久部良漁港岸壁改良工事
企業局建設計画課	平成26年6月10日 ～6月12日	新石川浄水場粒活性炭吸着池機械設備工事 (その1) 北谷浄水場脱水機械設備工事(その1) 新石川浄水場高速ろ過池機械設備工事 北谷浄水場1系沈澱池機械設備工事 新石川浄水場中間ポンプ電気設備工事

**第2 監査の結果及び所見**

今回の工事監査は、12機関44工事を対象として実施した。  
 監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行った。  
 その結果、各機関の工事については、おおむね適正に執行されており、指摘事項に該当するものはないが、改善・検討を要するものは下記のとおりである。  
 今後とも、法令等の遵守を徹底するとともに、適正な工事の執行に努めていただきたい。

**1 特記仕様書について**

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。  
 その中で当該工事に該当しない工種の内容が記載されているもの、別表を参照となつているが、別表が添付されていないもの、施工条件明示がないもの、及び工事には特に必要がない事項の記載があった。  
 工事発注前に記載内容の確認を徹底していただきたい。  
 (土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項)

**2 工事発注時期について検討が必要なもの**

同一場所で先行している地盤改良工事で、土質調査の結果、新たに地盤改良の検討が必要となり、工期が遅れる見込みとなった。しかし、後工事であるタンク築造工事の工期を調整せずに発注したため、5か月余り一時中止をし、工期が大幅に延長していった。  
 工事現場の状況にあった適切な工事発注時期となるよう、今後検討していただきたい。

(下水道課)

### 3 安全衛生管理体制について改善を要するもの

労働安全衛生法では、事業現場の安全衛生を確保するため、基準以上の現場では統合安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者、小規模現場では安全衛生推進者を選任するよう定めているが、現場状況にあった選任となっていない工事があることから、施工計画立案時には、安全衛生管理体制について留意していただきたい。

(1) 統合安全衛生責任者は当該場所において、その事業の実施を統括管理する者と定められているが、請負業者の代表者が選任されていた。また、元方安全衛生管理者はその事業場に専属の者を選任しなければならないが、請負業者の石垣支店の社内安全管理者が選任されていた。

(八重山土木事務所)

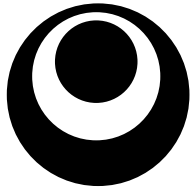
(2) 10人以上50人未満の小規模の工事現場では、安全衛生推進者を選任しなければならないが、統合安全衛生責任者として選任していた。複数の事業者が混在せず、直営体制で行うので安全衛生推進者を選任すべきであった。

(八重山農林水産振興センター)

### 4 建築物の長寿命化等について

建築物については極力長寿命化に取り組んでいく必要があることから、ライフサイクルコスト(LCC)を低減する方法についても今後検討していただきたい。また、建物の保全を目的とした長期継続管理及び長期修繕に関する計画を立てて、今後の管理にあたっていただきたい。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成25年度財政的援助団体等監査の結果報告書



# 目 次

## 第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、32の財政的援助団体等（出資団体13、財政的援助団体15、公の施設の指定管理者11団体）の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

- 1 監査対象年度及び実施期間
  - (1) 監査対象年度 平成25年度
  - (2) 監査実施期間 平成26年9月2日から同年10月31日まで
- 2 監査の着眼点
 

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

  - (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
  - (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
  - (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
  - (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施状況	2
第2 監査の結果及び所見	4
1 監査の結果	4
2 監査所見	6
第3 監査実施団体の財政的援助等の概要	7
○公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	7
○一般財団法人 沖縄県私学教育振興会	9
○学校法人 カトリック学園	11
○株式会社 りゅうせき	12
○公益財団法人 沖縄科学技術振興センター	13
○ミヤギ産業株式会社	14
○沖縄県環境整備センター株式会社	15
○社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	16
○社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	17
○公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会	19
○一般財団法人 沖縄県セルブセンター	21
○沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	22
○社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	23
○公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団	24
○公益社団法人 沖縄県糖業振興協会	25
○沖縄県土地改良事業団体連合会	27
○株式会社 沖縄産業振興センター	28
○公益財団法人 沖縄産業振興公社	29
○パイオセンター運営共同事業体	32
○沖縄県中小企業団体中央会	33
○沖縄県商工会連合会	35
○公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団	36
○ザ・テラスホテルズ株式会社	37
○一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	39
○株式会社 トラステック	41
○沖縄県土地開発公社	42
○住宅情報センター株式会社	43
○一般財団法人 沖縄美ら島財団	44
○特定非営利活動法人 ばんず	45
○特定非営利活動法人 八重山星の会	46
○学校法人 KBC学園	47
○一般財団法人 沖縄マリリンレジャーセーフティビューロー	48

3 監査の実施状況

監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>知事公室・教育庁所管</b>		
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	平成26年9月2日	補助金・貸付金
<b>総務部所管</b>		
一般財団法人 沖縄県私学教育振興会	平成26年9月4日 平成26年10月17日	出資・補助金
学校法人 カトリック学園	平成26年9月12日	補助金
<b>企画部所管</b>		
株式会社 りゅうせき	平成26年9月11日	補助金
公益財団法人 沖縄科学技術振興センター	平成26年9月17日 平成26年10月20日	出資
ミヤギ産業株式会社	平成26年9月19日	補助金
<b>環境部所管</b>		
沖縄県環境整備センター株式会社	平成26年9月5日 平成26年10月22日	出資
<b>子ども生活福祉部所管</b>		
社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	平成26年9月2日 平成26年10月29日	出資
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	平成26年9月10日	補助金・指定管理者
公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会	平成26年9月11日 平成26年10月16日	出資・補助金
一般財団法人 沖縄県セルブセンター	平成26年9月19日 平成26年10月22日	出資
沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (沖縄県男女共同参画センター)	平成26年9月24日	指定管理者
<b>保健医療部所管</b>		
社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	平成26年9月12日	補助金
公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団	平成26年9月18日 平成26年10月23日	出資
<b>農林水産部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県糖業振興協会	平成26年9月18日 平成26年10月29日	出資・補助金
沖縄県土地改良事業団体連合会	平成26年9月24日	補助金

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>商工労働部所管</b>		
株式会社 沖縄産業振興センター	平成26年9月3日 平成26年10月31日	出資
公益財団法人 沖縄県産業振興公社	平成26年9月4日 平成26年10月20日	出資・補助金・ 損失補償・貸付金
バイオセンター運営共同事業体 (沖縄健康バイオテクノロジー 研究開発センター)	平成26年9月11日	指定管理者
沖縄県中小企業団体中央会	平成26年9月18日	補助金・貸付金
沖縄県商工会連合会	平成26年9月24日	補助金
<b>文化観光スポーツ部・土木建築部所管</b>		
公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団	平成26年9月17日 平成26年10月17日	出資
ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	平成26年9月25日	補助金・指定管理者
<b>文化観光スポーツ部・土木建築部所管</b>		
一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー (沖縄コンベンションセンター、海軍壕公園)	平成26年9月10日 平成26年10月31日	補助金・指定管理者
株式会社 トラステック (奥武山公園、沖縄県立奥武山総合運動場、 沖縄県総合運動公園)	平成26年9月12日	指定管理者
<b>土木建築部所管</b>		
沖縄県土地開発公社	平成26年9月2日 平成26年10月23日	出資
住宅情報センター株式会社 (県営住宅 宮古地区・八重山地区)	平成26年9月3日	指定管理者
<b>土木建築部・教育庁所管</b>		
一般財団法人 沖縄美ら島財団 (首里城公園、名護青少年の家)	平成26年9月17日	指定管理者
<b>教育庁所管</b>		
特定非営利活動法人 ばんず (宮古青少年の家)	平成26年9月4日	指定管理者
特定非営利活動法人 八重山星の会 (石垣青少年の家)	平成26年9月5日	指定管理者
学校法人 KBC学園 (糸満青少年の家)	平成26年9月19日	指定管理者
<b>警察本部所管</b>		
一般財団法人 沖縄マリネットジャーナルビューロー	平成26年9月10日	出資

注：監査対象団体名欄の( )書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。  
注：監査実施期日欄が2段階書きとなっているものは、下段が監査委員が監査対象団体に向き  
実地監査を行った日である。

## 第2 監査の結果及び所見

### 1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項は次のとおりである。

#### (1) 会計事務等に関するもの

##### ア 会計事務等の改善を要するもの

(7) 一般財団法人沖縄県セルブセンターでは、常勤的非常勤職員へ支給する業務手当について、給与規程で定める額を下回って支給したため、36,000円が不足し、支払額が不足していた。(子ども生活福祉部所管)

(4) 公益財団法人沖縄県立芸術振興財団では、法人市民税の申告を行っていなかったことから、過去5年分の法人市民税250,000円と延滞金28,400円の合計278,400円の不経済な支出となっていた。(文化観光スポーツ部所管)

##### イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学事業費補助に係る平成25年度末の収入未済額が、前年度に比べ1,483,397円増加し、10,440,649円となっていた。

また、高等学校等育英奨学事業費補助に係る平成25年度末の収入未済額が、前年度に比べ12,014,371円増加し、36,074,395円となっていた。(教育委員会所管)

##### ウ 財務諸表の資産区分に誤りがあったもの

沖縄県土地開発公社では、財務諸表において、満期が決算日の翌日から1年以上に到来する定期預金12件について、流動資産に計上すべきところを固定資産として計上していた。(土木建築部所管)

#### (2) 雇用に係る事務に関するもの

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団では、雇用期間に定めのある職員の雇用に際し、労働基準法等に基づく労働条件通知書の交付が行われていなかった。(保健医療部所管)

#### (3) 財産管理に関するもの

ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、観光振興事業補助金で取得した大型プラズマディスプレイ一式(取得価格2,362,500円)について、補助金交付要綱に基づく知事の承認を受けずに処分を行っていた。(文化観光スポーツ部所管)

イ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、人材育成推進事業補助金で整備した空調機器(997,500円)について、補助金交付要綱に基づく台帳の作成及び登録を行っていなかった。(教育委員会所管)

#### (4) 公の施設の管理に関するもの

ア 特定非営利活動法人八重山星の会では、石垣青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づき、消防法に規定された消防計画の変更及び消防訓練を実施していなかった。(教育委員会所管)

イ 学校法人KBC学園では、糸満青少年の家の指定管理運営において、基本協定書第20条に基づき、消防法に規定された年2回以上の消防訓練を1回しか実施していなかった。(教育委員会所管)

#### (5) 補助事業の執行に関するもの

学校法人カトリック学園に対し、私立学校運営費補助金(特別補助)25,593,000円を交付しているが、実績報告に基づく確定額25,576,743円との差額16,257円について、所管課において返納手続が行われていなかった。(総務部所管)

## 2 監査所見

### (1) 会計事務等の適正化について

財政的援助団体等の会計事務などにおいて、手当の支給に誤りがあるもの、法人市民税で不経済な支出となつていたり、未収金の徴収に努力を要するもの、財務諸表における資産区分が誤つていたりするものがあった。  
雇用に係る事務において、労働条件通知書が交付されていないものがあった。  
また、財産管理において、補助事業で取得した財産の管理が適切でないものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理等を行うとともに、執行体制の強化に努める必要がある。

県は、各団体における会計事務等の現状把握に努め、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

### (2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している施設において、消防計画が変更されていないもの、消防訓練を適切に実施していないものがあった。

指定管理者は、公の施設の運営にあたり、基本協定に定められた事項を遵守するとともに、多くの県民が利用するものであることから、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練など定められた事項を適切に実施する必要がある。

県は、指定管理者制度の効果及び運営のあり方等について絶えず検証・評価を行うとともに、危機管理体制の整備など基本協定事項の実施状況等の把握に努め、安全性が確保され、導入目的が十分達成されるよう指導・監督に努めていただきたい。

### (3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外部団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう、常に健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう、常に適切な指導・監督に努めていただきたい。併せて、県出資等に係る基本財産等についても、適切な運用が行われるよう、指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対し、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう、適切な指導・監督に努めるとともに、県においても、補助金交付等に係る事務の適正な執行に努めていただきたい。

公の施設の管理については、指定管理団体との連携を密にするとともに、業務状況等に対するモニタリングを的確に実施するなど、適切な指導・監督に努めていただきたい。

## 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

### 公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団 (補助金・貸付金)

#### 1 事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与又は給与し、併せて留学助成、研究助成その他必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入その他国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の事業、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進費補助金を交付し、また沖縄県人材育成資金貸付の原資を貸し付けている。

#### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸し付けを行っている。

##### (1) 補助金の交付

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
人材育成推進費補助金(人件費等)	117,827,168	99,056,938	人件費、事務費等
人材育成推進費補助金(専門高校生国外研修事業)	3,645,359	1,938,076	国外研修助成等
高等学校奨学事業費補助金	17,313,211	17,313,211	奨学金
高等学校等育英奨学事業費補助金	408,531,000	408,531,000	奨学金
国際交流推進費補助金(運営補助)	41,361,789	41,361,789	人件費
合 計	588,678,527	568,201,014	

##### (2) 貸付金の状況

平成25年度における沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度未残高	平成25年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
育英奨学事業、留学助成事業	790,577,000	0	85,500,000	705,077,000

3 収支状況について  
平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入	568,201	人材育成推進事業(A1種)	117,827
その他収入	20,477	人材育成推進事業(研)	3,645
		高等学校奨学事業	17,313
		高等学校等英英奨学事業	408,531
		国際交流推進事業(選)	41,362
合 計	588,678	合 計	588,678
		構成比	構成比
		96.5	20.0
		3.5	0.6
			3.0
			69.4
			7.0
		100.0	100.0

一般財団法人 沖縄県私学教育振興会  
(出資・補助金)

1 事業の概要

当振興会は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、同43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 融資あっせん事業
- (2) 助成事業
- (3) 退職資金給付事業

2 財政的援助等の内容

県は、当振興会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資  
基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金掛金補助金	281,009,572	93,811,170	私立学校教職員に係る退職金の積立

3 収支状況について  
平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入	93,811	退職事業積立資産	281,010
負担金収入	187,199		
合 計	281,010	合 計	281,010
		構成比	構成比
		33.4	100.0
		66.6	
		100.0	100.0



4 財政状態について  
平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	498,665	15.1	流動負債	316,071	9.6
現金預金	277,693	8.4	未払金	202,128	6.1
未収金	93,811	2.8	預り金	113,943	3.5
有価証券	126,928	3.8	固定負債	2,087,415	63.4
仮払金	233	0.1	退職給付引当金	185	0.1
固定資産	2,794,227	84.9	退職事業引当金	2,087,230	63.3
基本財産	600,000	18.2	負債合計	2,403,486	73.0
特定資産	2,193,670	66.6	正味財産	889,406	27.0
その他の固定資産	557	0.1	指定正味財産	519,268	15.8
			(うち基本財産)	(519,268)	(15.8)
			一般正味財産	370,138	11.2
			(うち基本財産)	(80,732)	(2.4)
資 産 合 計	3,292,892	100.0	負債及び正味財産合計	3,292,892	100.0

学校法人 カトリック学園  
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校(1校)幼稚園(9校)を設置しており、平成25年5月1日現在における園児・児童数は1,283人となっている。

2 補助事業の内容

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	395,187,390	259,526,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	109,592,906	25,576,743	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金	8,074,216	5,096,000	人件費
合 計	512,854,512	290,198,743	

3 収支状況について  
平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

科 目	入		出		構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額	
県補助金収入	290,199	56.6	人件費	357,412	69.7
学生生徒等納付金収入	222,656	43.4	教育研究経費 設備費	153,113 2,330	29.9 0.4
合 計	512,855	100.0	合 計	512,855	100.0

株式会社 りゅうせき  
(補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。  
当社は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。  
また、県は、観光施設等における省エネルギー等の観光対策を促進するため、観光事業者が行う環境対策に要する経費に補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	374,828,217	374,828,217	石油製品の輸送等の経費
観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金	42,000,000	13,999,999	観光施設等における環境対策に要する経費
合 計	416,828,217	388,828,216	

3 収支状況について

平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
県補助金収入	388,828	93.3	海上運賃	370,344	88.8	
その他の収入	28,000	6.7	棧橋通過料	4,484	1.1	
			設備費	28,587	6.9	
			工事費	13,413	3.2	
合 計	416,828	100.0	合 計	416,828	100.0	

公益財団法人 沖縄科学技術振興センター  
(出資)

1 事業の概要

当法人は、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に関し、国際的視野に立って、学術的、総合的に研究することともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帯総合研究所として平成8年10月12日に設立された。さらに、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付けで、公益財団法人へ移行した。  
平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 共同研究コーナーネットワーク事業
- (2) 学術交流シンポジウム、セミナー事業
- (3) 調査研究事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。

3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	309,860	57.8	流動負債	196,077	36.6
現金預金	103,709	19.3	未払金	194,943	36.4
未収金	205,667	38.4	預り金	1,134	0.2
その他の流動資産	484	0.1	固定負債	0	0.0
固定資産	226,590	42.2	負債合計	196,077	36.6
基本財産	167,000	31.1	正味財産	340,373	63.4
特定資産	59,213	11.0	指定正味財産	167,000	31.1
その他の固定資産	377	0.1	(うち基本財産)	(167,000)	(31.1)
			一般正味財産	173,373	32.3
資 産 合 計	536,450	100.0	負債及び正味財産合計	536,450	100.0

## ミヤギ産業株式会社 (補助金)

### 1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、宮古、八重山地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

### 2 補助事業の内容

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	192,135,030	192,135,030	石油製品の輸送等の経費

(単位：円)

### 3 収支状況について

平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 入		支 出		構成比
		金 額	金 額	
科 目	金 額	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	192,135	海上運賃	174,756	91.0
		陸送料	17,379	9.0
合 計	192,135	合 計	192,135	100.0

(単位：千円、%)

## 沖縄県環境整備センター株式会社 (出資)

### 1 事業の概要

当社は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共（県）が関与し産業廃棄物管理型最終処分場整備の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 最終処分場整備に係る基本台意の締結
- (2) 環境大臣からの廃棄物処理センターの指定
- (3) 最終処分場用地取得の交渉

### 2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して資本金236,000,000円のうち、200,000,000円、84.7%を出資している。

### 3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

### 貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	190,653	98.2	流動負債	1,312	0.7
現金預金	190,503	98.1	未払金等	150	0.1
前払費用	150	0.1	未払法人税等	802	0.4
固定資産	2,767	1.4	預り金	360	0.2
建物付属設備	322	0.2	固定負債	0	0.0
工具器具備品	345	0.2	負債合計	1,312	0.7
建物仮勘定	1,800	0.9	純資産合計	192,771	99.3
敷金	300	0.1	資本金	236,000	121.6
繰延資産	663	0.4	利益剰余金	△43,229	△22.3
創立費	633	0.4			
資 産 合 計	194,083	100.0	負 債 及 び 純 資 産 合 計	194,083	100.0

## 社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団 (出資)

### 1 事業の概要

当法人は、県と密接な連携を保ちつつ、県立社会福祉施設の運営を適切かつ効率的に行うことにより、県民福祉の向上・増進に資することを目的として昭和47年2月に設立された。  
平成18年4月に、12福祉施設の運営の移譲を受け、民営化され自主運営を行っている。  
平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 第一種社会福祉事業（12福祉施設の設置運営）  
 漲水学園、沖縄療育園、うるま婦人寮、具志川厚生園、あけぼの学園、よみたん救護園、都屋の里、北嶺学園、いしみね救護園、宮古厚生園、八重山厚生園、名護厚生園
- (2) 第二種社会福祉事業  
 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、介護予防サービス事業、指定居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童家庭センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業
- (3) 一時保護事業

### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金10,000,000円の全額を出資している。

### 3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	1,136,172	12.2	流動負債	404,172	4.3
現金預金	636,127	6.8	事業未払金	393,855	4.2
事業未収金	512,426	5.5	職員預り金	10,314	0.1
徴収不能引当金	△14,476	△0.1	預り金	3	0.0
その他流動資産	2,095	0.0	固定負債	690,044	7.4
固定資産	8,202,070	87.8	退職給付引当金	690,044	7.4
基本財産	5,263,631	56.4	負債合計	1,094,216	11.7
その他固定資産	2,938,439	31.4	純資産	8,244,026	88.3
			(うち基本金)	(10,000)	(0.1)
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,338,242</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,338,242</b>	<b>100.0</b>

## 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 (補助金・公の施設の指定管理者)

### 1 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された。

県は、民間社会福祉活動の発展及び地域社会の推進等を図るため補助金を交付するとともに、「沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営営する者への支援に関する事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- (6) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 日常生活自立支援事業
- (9) 生活福祉資金貸付事業
- (10) 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業
- (11) 社会福祉振興基金の管理運営事業
- (12) 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業

### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金	19,057,549	18,689,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進費補助金	150,166,453	133,295,000	福祉活動指導員設置費、 日常生活自立支援事業等
沖縄県地域福祉基金事業補助金	5,608,165	5,587,000	地域福祉基金助成事業
高齢者無料職業紹介事業補助金	2,294,703	2,290,000	高齢者を対象とした無 料職業紹介事業
生活福祉資金貸付事業補助金	124,648,760	95,642,000	生活福祉資金貸付事業
安心子ども基金事業補助金	147,921,782	147,920,000	保育士修学資金貸付事業
<b>合 計</b>	<b>449,697,412</b>	<b>403,423,000</b>	

(2) 指定管理料の交付  
 県が「沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書」第2条第1項に基づいて、当法人に対し交付した指定管理料は、74,899,000円となっている。  
 なお、平成25年度の沖縄県総合福祉センターの施設利用収入額は、16,453,100円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	金額	構成比	金額	構成比
補助事業	449,698	83.1	449,698	83.7
県補助金収入	403,423	74.5	170,169	31.7
その他収入	46,275	8.6	279,529	52.0
指定管理事業	91,468	16.9	87,719	16.3
指定管理料収入	74,899	13.8	16,207	3.0
施設利用料収入	16,453	3.1	3,855	0.7
その他の収入	116	0.0	37,732	7.0
合 計	541,166	100.0	537,417	100.0

公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会  
 (出資・補助金)

1 事業の概要

当財団は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活をすることができよう援助することを目的として、昭和37年9月に設立され、昭和49年2月に財団法人沖縄県老人クラブ連合会として認可された。平成24年4月から公益財団法人に移行し、現在に至っている。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 老人囲碁大会、老人ゲートボール大会、老人芸能大会、グラウンドゴルフ大会、老人スポーツ大会等
- (2) 健康づくり支援事業
- (3) 高齢者訪問支援活動推進事業

2 財政的援助等の内容

県は、当財団に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資  
 基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。
- (2) 補助金の交付  
 平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県在宅老人福祉事業費補助金	24,021,000	19,548,000	老人クラブ等活動推進事業費 健康づくり・介護予防事業等
合 計	24,021,000	19,548,000	

3 収支状況について

平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	19,548	81.4	16,548	68.9
その他の収入	4,473	18.6	7,473	31.1
合 計	24,021	100.0	24,021	100.0



4 財政状態について  
平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	17,057	5.9	流動負債	2,351	0.8
現金預金	13,368	4.6	未払金	1,882	0.6
未収金	3,678	1.2	預り金	469	0.2
立替金	11	0.1	固定負債	1,255	0.4
固定資産	271,647	94.1	退職給付引当金	1,255	0.4
基本財産	270,320	93.6	負債合計	3,606	1.2
退職給付引当資産	1,255	0.4	正味財産	285,098	98.8
備品	72	0.1	(うち基本財産)	(270,320)	(93.6)
資 産 合 計	288,704	100.0	負債及び正味財産合計	288,704	100.0

一般財団法人 沖縄県セシルプラセンター  
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における授産施設及び小規模作業所の事業振興を図り、利用者の自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のための事業を展開し、障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

平成25年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 広報・啓発事業
- (2) 職員研修事業
- (3) 販売幹旋事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産71,000,000円のうち、51,000,000円、71.8%を出資している。

3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	66,808	39.7	流動負債	18,655	11.1
現金預金	46,640	27.7	買掛金	14,612	8.7
売掛金	7,412	4.4	未払金	3,616	2.2
未収入	12,605	7.5	預り金	427	0.2
その他	151	0.1	固定負債	29,442	17.5
固定資産	101,273	60.3	負債合計	48,097	28.6
基本財産	71,000	42.2	正味財産	119,984	71.4
車輛運搬具	176	0.1	(うち基本金)	(71,000)	(42.2)
什器備品	655	0.4	資産合計	168,081	100.0
実施事業等会計	△19,039	△11.3	負債及び正味財産合計	168,081	100.0
その他会計	48,481	28.9			

沖縄県男女共同参画センター管理運営団体  
(公の施設の指定管理者)

- 1 事業の概要  
当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことを目的として平成24年7月に設立された。  
県は、「沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成24年12月から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。
- 2 財政的援助等の内容  
県が「沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書」第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は58,218,000円となっている。  
なお、平成25年度の沖縄県男女共同参画センターの施設利用収入額は12,918,719円となっている。
- 3 収支状況について  
平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算  
(単位：千円、%)

収 入	入		支 出		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
指定管理料収入	58,218	80.3	人件費	35,696	51.7
施設利用料収入	12,918	17.8	委託費	11,483	16.6
付属設備利用料	1,383	1.9	水道光熱費	10,074	14.6
			その他経費	11,768	17.1
合 計	72,519	100.0	合 計	69,021	100.0

社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院  
(補助金)

- 1 補助の目的  
県は沖縄県保健医療計画に基づき、救命救急センターの医師・看護師が搭乗する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を活用することにより、傷病者の迅速な処置と病院収容までの時間短縮を図り、救命率の向上及び後遺症の軽減に努め、離島・へき地の住民が安心して暮らせる医療体制の整備を図るため沖縄県救急医療対策補助金及びドクターヘリ実施病院支援事業補助金を交付している。
- 2 補助事業の内容  
平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。  
(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県救急医療対策費補助金	237,517,143	211,765,000	ドクターヘリ運航経費 搭乗医師・看護師確保 経費
ドクターヘリ実施病院支援事業 補助金	31,526,395	31,526,000	ドクターヘリ運航調整 委員会経費 詰合ヘリポート管理等 経費
合 計	269,043,538	243,291,000	

- 3 収支状況について  
平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算  
(単位：千円、%)

収 入	入		支 出	
	金 額	構成比	科 目	金 額
県補助金収入	243,291	90.4	ドクターヘリ運航経費	219,791
診療収入	9,183	3.4	搭乗医師・看護師確保 経費	37,211
寄付金	260	0.1	費用	8,059
その他の収入	16,310	6.1	運行連絡調整員確保経 費 ドクターヘリ運航調整 委員会経費 詰合ヘリポート管理等 経費	222
合 計	269,044	100.0	合 計	269,044
			構成比	構成比
				81.7
				13.8
				3.0
				0.1
				1.4
				100.0

公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団  
(出資)

1 事業の概要

当法人は、県と協力して県民の保健及び医療の向上と福祉増進のために必要な事業を行うことを目的として、昭和49年4月に設立された。  
平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 健康づくり運動普及啓発事業
- (2) ファミリーハウス事業
- (3) 臓器移植推進事業
- (4) 勤労者福祉事業
- (5) 現有資産の活用

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産3,505,000円の全額を出資している。  
また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している。

3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	298,137	3.3	流動負債	17,397	0.2
現金預金	256,321	2.8	未払金	13,093	0.1
その他の流動資産	41,816	0.5	その他の流動負債	4,304	0.1
固定資産	8,836,766	96.7	固定負債	106,122	1.2
基本財産	3,505,000	38.4	退職給付引当金	86,122	1.0
特定資産	3,925,610	43.0	その他の固定負債	20,000	0.2
その他の固定資産	1,406,156	15.3	負債合計	123,519	1.4
			正味財産	9,011,384	98.6
			指定正味財産	67,793	0.7
			(うち基本財産)	(5,000)	(0.1)
			一般正味財産	8,943,591	97.9
			(うち基本財産)	(3,500,000)	(38.3)
資 産 合 計	9,134,903	100.0	負債及び正味財産合計	9,134,903	100.0

公益社団法人 沖縄県糖業振興協会  
(出資・補助金)

1 事業の概要

当法人は、県におけるさとうきび生産振興対策及び分みつ糖、含みつ糖振興対策を推進するとともに、さとうきびの品質取引制度の円滑な運用を図り、さとうきび作農家及び甘しょ糖企業の経営安定に資することを目的に、昭和49年6月に設立された。  
平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) さとうきび生産振興対策の推進
- (2) 品質取引推進事業
- (3) 沖縄糖業振興対策事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資  
基本金1,708,425,000円のうち、661,112,000円、38.7%を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
さとうきび品質取引推進事業補助金 沖縄県糖業振興対策費補助金	9,023,091 1,257,128,953 (今年度出来高 対象事業費)	6,000,000 840,403,953 (今年度交付金額)	立会人設置費等 分みつ糖振興対策 (※次年度繰越)
沖縄県糖業振興対策費補助金	879,392,000	831,287,000	含みつ糖振興対策
合 計	2,145,544,044	1,677,690,953	

3 収支状況について

平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額
県補助金収入	1,677,691	78.2	さとうきび品質取引推 進事業費	9,023
その他収入	467,853	21.8	沖縄県糖業振興対策事 業費(分みつ糖)	1,257,129
			沖縄県糖業振興対策事 業費(含みつ糖)	879,392
合 計	2,145,544	100.0	合 計	2,145,544
				100.0

4 財政状態について  
平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

		(単位：千円、%)			
科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	982,621	15.2	流動負債	666,082	10.3
現金預金	169,907	2.6	未払金	666,014	10.3
未収金	812,714	12.6	預り金	68	0.0
固定資産	5,496,002	84.8	固定負債	1,544,112	23.8
基本財産	164,313	2.5	寄託金	1,544,112	23.8
特定資産	5,326,350	82.2			
その他の固定資産	5,339	0.1	負債合計	2,210,194	34.1
			正味財産	4,268,429	65.9
			指定正味財産	4,228,926	65.3
			(うち基本財産)	(164,313)	(2.5)
			一般正味財産	39,503	0.6
資 産 合 計	6,478,623	100.0	負債及び正味財産合計	6,478,623	100.0

沖繩県土地改良事業団体連合会  
(補助金)

1 補助の目的

市町村や土地改良区等、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする当連合会に対し、県は農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期すため、土地改良事業等について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成25年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
土地改良換地等強化事業	16,802,000	16,802,000	換地事務の適正な遂行
土地改良施設管理円滑化事業	8,012,000	8,012,000	水土保全強化対策等
土地改良施設維持管理適正化事業	12,000,000	6,000,000	農業水利施設整備補修
土地改良調査設計事業	168,500,000	126,375,000	調査・設計等
合 計	205,314,000	157,189,000	

(単位：円)

3 収支状況について

平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

取 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
県補助金収入	157,189	土地改良換地等強化事業	16,802
その他の収入	48,125	業	
		土地改良施設管理円滑化事業	8,012
		土地改良施設維持管理適正化事業	12,000
		土地改良調査設計事業	168,500
合 計	205,314	合 計	205,314
		構成比	100.0
		構成比	8.2
		構成比	3.9
		構成比	5.8
		構成比	82.1
		構成比	100.0

(単位：千円、%)

株式会社 沖縄産業振興センター  
(出資)

1 事業の概要

当社は、商工業者の事業活動を支援し、もって本県産業の振興に寄与することを目的として、平成8年3月に第3セクター方式により設立された。  
平成25年度に行なった主な事業は次のとおりである。  
(1) 沖縄産業支援センターの管理・運営に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して資本金310,000,000円のうち、90,000,000円、29.0%を出資している。

3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	433,806	33.7	流動負債	101,055	7.8
現金預金	421,838	32.8	1年返済借入金	56,824	4.4
未収入	11,043	0.9	未払費用	13,191	1.0
前払費用	534	0.0	前受金	15,604	1.2
繰延税金資産	391	0.0	預り金	555	0.1
固定資産	853,196	66.3	未払法人税等	1,708	0.1
建物	609,430	47.4	賞与引当金	1,126	0.1
建物付属設備	118,523	9.2	未払金	12,047	0.9
構築物	34,245	2.7	その他の流動負債	0	0.0
工具器具備品	14,296	1.1	固定負債	554,655	43.1
ソフトウェア	10,428	0.8	長期借入金	352,927	27.4
出資金	1,000	0.1	長期未払金	408	0.0
敷金	180	0.0	長期預り金	24,041	1.9
保証金	353	0.0	修繕引当金	177,279	13.8
繰延税金資産	63,686	5.0	負債合計	655,710	50.9
長期未収入金	13,338	1.0	純資産合計	631,292	49.1
貸倒引当金	△12,283	△1.0	(うち資本金)	(810,000)	(24.1)
資 産 合 計	1,287,002	100.0	負債及び純資産合計	1,287,002	100.0

公益財団法人 沖縄県産業振興公社  
(出資・補助金・損失補償・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をハックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年4月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

平成25年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- (2) 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- (3) 県内企業等の海外展開に関する事業
- (4) 県内企業等の人材育成に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- (1) 基本金の出資  
基本金36,100,000円の全額を出資している。
- (2) 補助金の交付  
平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県産業振興公社運営費補助金	108,413,506	108,413,506	人件費、事務費等
中小企業総合支援事業費補助金	64,183,078	64,183,078	支援体制整備事業等
機械類貸与事業損料等補填補助事業	1,105,914	1,105,914	割賦損料補助
おきなわ新産業創出投資事業費補助金	29,829,873	29,829,873	組合管理運営費補助
海外事務所管理運営事業補助金	40,598,613	40,598,613	海外事務所の管理運営
沖縄県産業振興基金事業補助金	43,123,400	43,123,400	戦略的産業育成支援事業、人材育成事業
合 計	287,254,384	287,254,384	

(単位：円)

- (3) 損失補償金の交付  
中小企業機械類貸与事業等の損失補償について、損失補償契約に基づき18,178,819円を交付している。



(4) 貸付金の状況

平成25年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	前年度未残高	平成25年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
設備貸与資金貸付金	46,259,000	0	8,791,500	37,467,500
機械類貸与資金貸付金	2,109,021,000	350,000,000	607,192,000	1,851,829,000
OKINAWA型産業応援ファン ド造成資金貸付金	4,400,000,000	0	0	4,400,000,000
合計	6,555,280,000	350,000,000	615,983,500	6,289,296,500

3 収支状況について

平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科目	入		出	
	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	287,254	100.0	108,413	37.7
			64,183	22.3
			1,106	0.4
			29,830	10.4
			40,599	14.1
			4,175	1.5
			12,425	4.3
			18,606	6.5
			7,917	2.8
合計	287,254	100.0	287,254	100.0

4 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
流動資産	2,643,679	26.6	流動負債	1,210,604	12.2
現金預金	863,137	8.7	未払費用	485,863	4.9
割賦設備	1,369,510	13.8	借入金	384,051	3.9
未収金	289,386	2.7	割賦設備未払金	313,820	3.1
その他の流動資産	141,646	1.4	その他の流動負債	26,870	0.3
固定資産	7,297,437	73.4	固定負債	8,373,878	84.2
基本財産	36,100	0.4	地域資源777ド借入金	5,000,000	50.3
特定資産	7,215,888	72.5	貸与原資借入金	1,524,692	15.3
その他の固定資産	45,449	0.5	その他借入金	1,486,118	14.9
			退職給付引当金	95,700	1.0
			その他の固定負債	267,368	2.7
			負債合計	9,584,482	96.4
			正味財産合計	356,634	3.6
			指定正味財産	96,100	1.0
			(うち基本財産)	(36,100)	0.4
			一般正味財産	260,534	2.6
資産合計	9,941,116	100.0	負債及び正味財産合計	9,941,116	100.0

## バイオセンター運営共同事業者 (公の施設の指定管理者)

- 1 **事業の概要**  
当共同事業者は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理業務受注を目的として平成25年4月に設立された。県は、「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当共同事業者を指定管理者として平成25年度から沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理を行わせている。
- 2 **財政的援助等の内容**  
県が、「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理に関する年度協定書」第3条に基づいて、当共同事業者に対し交付した指定管理料は25,873,000円となっている。  
なお、平成25年度の施設利用料収入額は48,415,691円となっている。
- 3 **収支状況について**  
平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算  
(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
施設利用料収入	48,416	52.8	人件費	28,357	33.2	
指定管理料収入	25,873	28.2	水道光熱費	25,424	29.8	
水道光熱費収入	15,349	16.8	施設管理費	18,591	21.8	
自主事業収入	1,740	1.9	その他の支出	13,058	15.2	
その他の収入	279	0.3				
合 計	91,657	100.0	合 計	85,430	100.0	

## 沖縄県中小企業団体中央会 (補助金・貸付金)

- 1 **事業の概要**  
県は、県内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興を図ることを目的とする当中央会に対し、その事業を促進していくため、組織化指導費補助金を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸し付けている。
- 2 **財政的援助等の内容**  
県は、当中央会に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付金の貸し付けを行っている。  
(1) 補助金の交付  
平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
組織化指導費補助金	113,820,263	106,402,162	指導費・職員設置費 組合等の指導事業等

- (2) 貸付金の状況  
平成25年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度未残高	平成25年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
組織強化育成資金	0	385,124,000	385,124,000	0

3 収支状況について  
平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	金 額	構成比
県補助金収入 その他の収入	106,402	93.5	指導員・職員の設置 組合等の指導事業 地域産業実態調査事業 組合等への情報提供事 業 中央会指導員等研究会 開催事業 組合指導情報整備事業 組合情報化推進研修事 業 中小企業団体情報連絡 員設置 中小企業連携組織支援 事業	90,649	79.6	
	7,418	6.5		10,418	9.1	
				3,706	3.3	
				84	0.1	
				737	0.6	
				1,654	1.5	
				3,025	2.7	
				363	0.3	
				3,184	2.8	
合 計	113,820	100.0	合 計	113,820	100.0	

沖縄県商工会連合会  
(補助金)

1 補助の目的

県は、県内における商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする当連合会に対し、小規模事業の振興と安定に寄与するため、小規模事業者の経営又は技術の改善のための事業に要する経費等について補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業経営支援事業費補助金	1,129,096,892	930,779,360	人件費 経営指導推進費 情報ネットワーク化等 推進事業費 地域振興推進事業費等 各市町村商工会人件費 及び事業費

3 収支状況について  
平成25年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	金 額	構成比
県補助金収入 その他の収入	930,779	82.4	人件費 経営指導推進費 情報ネットワーク化等 推進事業費 地域振興推進事業費 その他の経費	106,867	9.5	
	198,318	17.6		11,215	1.0	
				20,058	1.8	
				13,355	1.2	
				228,445	20.2	
				591,941	52.4	
				157,216	13.9	
合 計	1,129,097	100.0	合 計	1,129,097	100.0	

公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団  
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内に於ける芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月4日に設立された。

平成25年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
- (2) 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与
- (3) 地域社会の芸術活動に対する助成

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金520,684,680円のうち、400,000,000円、76.8%を出資している。

3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	11,333	2.1	流動負債	309	0.1
現金預金	11,104	2.1	固定負債	0	0.0
未収金	229	0.0	負債合計	309	0.1
固定資産	520,735	97.9	正味財産	531,759	99.9
基本財産	520,685	97.9	(うち基本金)	(520,685)	(97.9)
保証金	50	0.0			
資 産 合 計	532,068	100.0	負債及び正味財産合計	532,068	100.0

ザ・テラスホテルズ株式会社  
(補助金・公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当法人は、昭和58年の沖縄県「ブセナリゾート事業計画」のホテル開発に伴い昭和60年「名護国際観光株式会社」として設立した。

平成9年に、「ザ・ブセナホテルズ(名護市)」、平成11年に「ザ・ナハラス(那覇市)」のホテル経営を、平成14年に、「ジ・アッタテラスゴルフリゾート(恩納村)」のゴルフ場経営を開始し、同年に「ザ・テラスホテルズ株式会社」へ社名を変更した。

その後、平成17年に、「ジ・アッタテラスクラブハウス(恩納村)」、平成23年に「ザ・テラスクラブアットブセナ(名護市)」のホテル経営を開始している。

県は、当法人に、亜熱帯・島しょ型エネルギー基盤技術研究事業の補助金を交付し、「万国津梁館」の設置及び管理に関する条例(第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付

平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
亜熱帯・島しょ型エネルギー基盤技術研究事業補助金	82,107,586	65,686,000	機械装置費、労務費、研究経費、委託費、共同研究費

- (2) 指定管理料の交付

県が「万国津梁館」の管理運営に関する基本協定書(第32条第2項)に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は78,338,000円となっている。

なお、平成25年度の施設利用収入額は75,170,970円となっている。

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー  
(補助金・公の施設の指定管理者)

3 収支状況について  
平成25年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算  
(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金額	構成比	科	目	金額	構成比
補助事業	県補助金収入	82,108	19.0	補助事業		82,108	22.0
	その他の収入	65,686	15.2	機械設備費等		65,473	17.5
		16,422	3.8	その他		16,635	4.5
指定管理事業	指定管理収入	349,491	81.0	指定管理事業		291,539	78.0
	施設利用収入	78,338	18.2	人件費		43,505	11.6
	自主事業収入	75,171	17.4	施設管理委託費		55,098	14.8
		195,982	45.4	修繕費		3,729	1.0
				光熱水道費		17,580	4.7
				その他支出		171,627	45.9
合	計	431,599	100.0	合	計	373,647	100.0

1 補助の目的

当財団は、沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、平成8年4月に(財)沖縄ビジュアルビューロー、(財)沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューロー(任意団体)が統合されて発足したものである。

県は、当財団の運営及び事業に要する経費について補助金を交付するとともに、「沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例」第3条及び「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当財団を指定管理者として平成18年度から沖縄コンベンションセンター及び海軍壕公園の管理を行わせている

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 国内需要安定化事業
- (2) 離島観光活性化促進事業
- (3) 沖縄リゾートウェディング誘致強化事業
- (4) 修学旅行推進事業
- (5) 県外・海外事務所、那覇空港観光案内所の運営
- (6) 受入対策事業

2 財政的援助等の内容

県は、当財団に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付  
平成25年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
観光振興事業補助金		138,629,802	113,717,000	人件費、管理費、出捐金 国際会議観光都市事業
コンベンション振興対策事業		12,433,942	3,900,000	
観光イベント広報事業		1,948,529	1,948,529	イベント広報の補助等
観光人材育成事業		8,950,862	8,950,862	観光基礎セミナーの開 催
スポーツアライメント受入体制整備 事業		15,185,053	15,185,053	スポーツキャンプ等受 入体制整備への補助
合	計	177,148,188	143,701,444	

株式会社 トラステック  
(公の施設の指定管理者)

(2) 指定管理料の交付  
県が「沖繩コンベンションセンター管理運営に関する協定書」第32条第2項及び「海軍壕の管理に関する協定書」第29条第2項に基づいて当財団に対し交付した指定管理料は沖繩コンベンションセンター67,812,000円、海軍壕公園14,982,000円、合計で82,794,000円となっている。  
なお、平成25年度の施設利用収入額は沖繩コンベンションセンター288,581,230円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算  
(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	金 額	構成比
補助事業	177,148	31.3	補助事業	177,148	177,148	32.0
県補助金収入	143,701	25.4	人件費	65,280	65,280	11.8
その他の収入	33,447	5.9	事業費	111,868	111,868	20.2
指定管理事業	389,404	68.7	指定管理事業	377,047	377,047	68.0
指定管理収入	82,794	14.6	コンベンションセンター	361,535	361,535	65.2
コンベンションセンター	67,812	12.0	人件費	55,983	55,983	10.1
海軍壕公園	14,982	2.6	施設管理委託費	152,650	152,650	27.5
施設利用料	283,581	50.0	修繕費	37,282	37,282	6.7
コンベンションセンター	283,581	50.0	光熱水道費	67,361	67,361	12.2
自主事業収入	23,029	4.1	その他支出	48,259	48,259	8.7
コンベンションセンター	22,997	4.1	海軍壕公園	15,512	15,512	2.8
海軍壕公園	32	0.0	人件費	3,763	3,763	0.7
			光熱水道費	1,946	1,946	0.4
			委託費	6,832	6,832	1.2
			その他支出	2,971	2,971	0.5
合 計	566,552	100.0	合 計	554,195	554,195	100.0

1 事業の概要

県は、「沖繩県都市公園条例」第17条及び「沖繩県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当社を指定管理者として平成21年度から奥武山公園、沖繩県立奥武山総合運動場及び沖繩県総合運動公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県が、「奥武山公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項、「沖繩県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書」第3条第1項及び「沖繩県総合運動公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、奥武山公園33,500,000円、沖繩県立奥武山総合運動場187,000,000円及び沖繩県総合運動公園317,500,000円、合計で538,000,000円となっている。

なお、平成25年度の当社の施設利用収入額は、奥武山公園及び沖繩県立奥武山総合運動場で38,572,986円、沖繩県総合運動公園で63,194,140円、合計で101,767,126円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算  
(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	金 額	構成比
指定管理料収入	538,000	81.5	人件費	197,978	197,978	30.3
奥武山公園	33,500	5.1	管理費	454,748	454,748	69.7
奥武山総合運動場	187,000	28.3				
県総合運動公園	317,500	48.1				
施設利用料収入	101,767	15.4				
奥武山公園、奥武山総合運動場	38,573	5.8				
県総合運動公園	63,194	9.6				
その他の収入	20,124	3.1				
合 計	659,891	100.0	合 計	652,726	652,726	100.0



## 沖縄県土地開発公社 (出資)

### 1 事業の概要

当公社は、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として昭和47年12月1日に設立された。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 土地造成事業（豊見城市地先開発事業の埋立造成等）
- (2) あっせん等事業（道路、街路、河川の用地取得及び物件調査等）
- (3) 土地売却事業（豊見城市地先、モノレール建設用地等の売却）

### 2 財政的援助等の内容

県は、当公社に対して基本財産20,000,000円の全額を出資している。

### 3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

### 貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	3,475,921	26.3	流動負債	742,823	5.6
現金預金	1,317,669	10.0	未払金	628,903	4.8
未収金	40,498	0.3	前受金	1,174	0.0
完成土地等	10,572	0.1	預り金	56,703	0.4
開発中土地	1,719,020	13.0	事業資金預り金	56,043	0.4
その他の流動資産	388,162	2.9	固定負債	136,349	1.0
固定資産	9,721,747	73.7	退職給付引当金	136,349	1.0
有形固定資産	693,976	5.3	負債合計	879,172	6.6
投資その他の資産	9,027,771	68.4	資本金	20,000	0.2
			基本財産	20,000	0.2
			準備金	12,298,496	93.2
			資本合計	12,318,496	93.4
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,197,668</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>13,197,668</b>	<b>100.0</b>

## 住宅情報センター株式会社 (公の施設の指定管理者)

### 1 事業の概要

県は、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」第65条の規定により、当社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（宮古、八重山地区）の管理を行わせている。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 県営住宅の入居の手続きに関する業務
- (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務

### 2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書」第6条第1項に基づいて、当社に対し交付した指定管理料は宮古地区15,327,000円、八重山地区16,921,000円、合計で32,248,000円となっている。

また、「沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書」第4条第1項により、平成25年度の当社に対し交付した維持修繕費は、宮古地区66,000,000円、八重山地区57,000,000円、合計で123,000,000円となっている。

### 3 収支状況について

平成25年度の収支状況は次のとおりである。

### 収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出				
	金 額	構 成 比			
指定管理料収入	32,248	20.8	人件費	22,775	14.7
宮古地区	15,327	9.9	管理費	9,473	6.1
八重山地区	16,921	10.9	維持修繕費	123,000	79.2
維持修繕費	123,000	79.2			
宮古地区	66,000	42.5			
八重山地区	57,000	36.7			
<b>合 計</b>	<b>155,248</b>	<b>100.0</b>	<b>合 計</b>	<b>155,248</b>	<b>100.0</b>

一般財団法人 沖縄美ら島財団  
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から首里城公園の管理を、また「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成25年度から沖縄県立名護青少年の家の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記の通り指定管理料を交付している。  
 (1) 「首里城公園の管理に関する年度協定書」第3条に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は139,500,000円となっている。  
 (2) 「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は、36,529,000円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算(首里城公園)

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理料収入	139,500	57.5	事業費	201,624	87.5	
駐車場収入	95,687	39.5	管理費	28,696	12.5	
自動販売機等収入	5,451	2.3				
その他の収入	1,793	0.7				
合計	242,431	100.0	合計	230,320	100.0	

収支計算(沖縄県立名護青少年の家)

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理料収入	36,529	86.7	人件費	24,294	57.7	
施設利用料収入	3,973	9.4	管理費	17,836	42.3	
その他の収入	1,628	3.9				
合計	42,130	100.0	合計	42,130	100.0	

特定非営利活動法人 ばんず  
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立宮古青少年の家の管理を行わせている。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付する指定管理料は、35,381,000円となっている。

なお、平成25年度の当法人の利用料金収入額は沖縄県立宮古青少年の家566,800円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理料収入	35,381	96.9	人件費	24,328	71.2	
利用料金収入	567	1.6	需用費	3,364	9.8	
その他の収入	558	1.5	委託料	3,008	8.8	
			その他の支出	3,499	10.2	
合計	36,506	100.0	合計	34,199	100.0	

特定非営利活動法人 八重山星の会  
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立石垣青少年の家の管理を行わせている。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付する指定管理料は、33,851,000円となっている。

なお、平成25年度の当法人の利用料金収入額は沖縄県立石垣青少年の家1,930,550円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
指定管理料収入	33,851	92.2	人件費	18,665	60.9	
利用料金収入	1,931	5.3	需用費	7,190	23.5	
その他の収入	920	2.5	委託料	3,548	11.6	
			その他の支出	1,222	4.0	
合 計	36,702	100.0	合 計	30,625	100.0	

学校法人 KBC学園  
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成22年度から沖縄県立糸満青少年の家の管理を行わせている。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付する指定管理料は、36,934,000円となっている。

なお、平成25年度の当法人の利用料金収入額は6,765,000円となっている。

3 収支状況について

平成25年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	
指定管理料収入	36,934	77.4	人件費	22,820	50.6	
利用料金収入	6,765	14.2	光熱水費	7,703	17.1	
その他の収入	4,009	8.4	その他の支出	14,536	32.3	
合 計	47,708	100.0	合 計	45,059	100.0	

## 一般財団法人 沖縄マリレジャーセーフティローラー (出資)

### 1 事業の概要

当法人は、本県の海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う事故を防止するため海域レジャー環境の整備、海域レジャー提供業者に対する安全対策の指導及び県民に対する安全意識の啓蒙活動等を行うことにより、海域レジャーの健全な振興に寄与することを目的として、平成6年12月に設立され、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

平成25年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) ガイドバイバー及び水難救助員に対する安全対策講習（受託事業）の実施
- (2) 海域調査（受託事業）の実施
- (3) 安全対策情報提供事業
- (4) シミュレーションストラクター及び水難救助員の育成

### 2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して45,694,312円を出資している。

### 3 財政状態について

平成25年度末の財政状態は次のとおりである。

#### 貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	5,190	11.2	流動負債	633	1.3
現金預金	4,166	9.0	未払金	628	1.3
その他の流動資産	1,024	2.2	その他の流動負債	5	0.0
固定資産	41,166	88.8	固定負債	29	0.1
特定資産	29	0.1	退職給付引当金	29	0.1
その他の固定資産	41,137	88.7	負債合計	662	1.4
			正味財産	45,694	98.6
			指定正味財産	0	0.0
			一般正味財産	45,694	98.6
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,356</b>	<b>100.0</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>46,356</b>	<b>100.0</b>

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成26年度行政監査の結果報告書



目 次

第1 監査の概要

第1 監査の概要	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査対象機関	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施期間	1
6 監査の実施方法	1
第2 重要備品の概要	
1 全体的な重要備品の保有状況	4
2 高額重要備品の取得、管理及び利用状況	9
第3 監査の結果及び所見	
1 重要備品の取得について	16
2 重要備品の管理について	16
3 重要備品の利用について	16
参考資料	
1 関係法令	21
2 経過年数別重要備品保有状況(区分別)表	22
3 保有現在高金額帯別重要備品保有状況(区分別)表	23

- 1 監査のテーマ  
「重要備品の取得及び管理について」
- 2 監査の目的  
地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条において、「地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならぬ」と規定されている。  
県が保有する重要備品は、百万円単位から一億円を超えるものがあり、また、近年、沖縄振興特別推進交付金を活用して新たに取得する事例もある。これらの重要備品について、適正に管理保管されているかを監査し、適正な財産管理に資することを目的とする。
- 3 監査対象機関  
平成26年3月31日現在で、重要備品を保有する全ての機関（ただし、公営企業会計を適用する企業局及び病院事業局を除く。）とした。
- 4 監査の着眼点  
(1) 重要備品の管理、保管は適切か。  
(2) 重要備品の取得、処分は適切か。  
(3) 重要備品は効率的に運用されているか。
- 5 監査の実施期間  
平成26年6月から同年11月までの間に監査を実施した。
- 6 監査の実施方法  
平成26年3月31日現在における監査対象機関全体の重要備品の保有状況を調査した。また、調査結果を踏まえて、取得金額500万円以上の重要備品（以下「高額重要備品」という。）を保有している158機関（2頁～3頁参照）ごとに取得金額が高額のものから順に最大10件を抽出して、監査を実施した。

高価重要備品を保有している機関

部局名	所属名	部局名	所属名
知事公室	秘書課	農林水産部	農業研究センター
	基地対策課		農業研究センター名護支所
	消防学校		農業研究センター宮古島支所
	総務私学課		農業研究センター石垣支所
	八重山事務所		畜産研究センター
	東京事務所		森林資源研究センター
	自治研修所		水産海洋技術センター
	自動車税事務所		海洋深層水研究所
	土地対策課		中央卸売市場
	科学技術振興課		農業大学校
環境生活部	総合情報政策課	商工労働部	病害虫防除技術センター
	環境政策課		中央政策確保衛生所
	環境整備課		家畜衛生試験場
	自然保護・緑化推進課		家畜改良センター
	福祉政策課		南部農林土木事務所
	北部福祉保健所		栽培漁業センター
	中部福祉保健所		産業政策課
	南部福祉保健所		情報産業振興課
	宮古福祉保健所		企業立地推進課
	八重山福祉保健所		ものづくり振興課
子ども生活福祉部	高齢者福祉介護課	文化観光スポーツ部	雇用政策課
	若葉学院		労働政策課
	平和探護・男女参画課		工業技術センター
	平和祈念資料館		工業振興センター
	県民生活センター		具志川職業能力開発校
	保健医療政策課		浦添職業能力開発校
	看護大学		観光政策課
	衛生環境研究所		観光振興課
	中央食肉衛生検査所		文化振興課
	流通・加工推進課		県立芸術大学
農林水産部	園芸振興課	土木建設部	博物館・美術館
	稲養産産課		スポーツ振興課
	農地農村整備課		技術管理課
	森林管理課		道路管理課
	水産課		河川課
	北部農林水産振興センター・農業改良普及課		都市計画・モ儿ール課
	宮古農林水産振興センター・農業改良普及課		港湾課
	西古農林水産振興センター・農林水産整備課		空港課
	八重山農林水産振興センター		
土木建設部	出納事務局	土木建設部	北部土木事務所
農林水産部	農議会事務局	教育庁	中部土木事務所
			南部土木事務所
			宮古土木事務所
			八重山土木事務所
			沖縄県タム事務所
			下水道管理事務所
			下地島空港管理事務所
			物品管理課
			総務課
			生涯学習振興課
教育庁	文化財課	警察本部	総合教育センター
	図書館		那覇商業高等学校
	埋蔵文化財センター		沖縄水産高等学校
	辺土名高等学校		宮古総合商業高等学校
	石川高等学校		沖縄盲学校
	真手納高等学校		沖縄ろう学校
	具志川高等学校		名護特別支援学校
	コナ高等学校		美咲特別支援学校
	普天間高等学校		大平特別支援学校
	宜野湾高等学校		島尻特別支援学校
西原高等学校	西崎特別支援学校		
那覇国際高等学校	宮古特別支援学校		
陸明高等学校	八重山特別支援学校		
首里高等学校	桜野特別支援学校		
真和志高等学校	泡瀬特別支援学校		
小禄高等学校	鏡が丘特別支援学校		
那覇西高等学校	那覇特別支援学校		
豊見城南高等学校	総務課		
知念高等学校	広報相談課		
糸満高等学校	会計課		
久米島高等学校	地域課		
北部農林高等学校	科学推進研究所		
中部農林高等学校	交通企画課		
南部農林高等学校	運転免許課		
八重山農林高等学校	那覇警察署		
農業工科高等学校	宜野湾警察署		
浦添工業高等学校	沖縄警察署		
	嘉手納警察署		
	名護警察署		
	宮古高等警察署		

合計 158機関

部局名	所属名	部局名	所属名
保健医療部	看護大学	農林水産部	農業研究センター
	衛生環境研究所		農業研究センター名護支所
	中央食肉衛生検査所		農業研究センター宮古島支所
	流通・加工推進課		農業研究センター石垣支所
	園芸振興課		畜産研究センター
	稲養産産課		森林資源研究センター
	農地農村整備課		水産海洋技術センター
	森林管理課		海洋深層水研究所
	水産課		中央卸売市場
	北部農林水産振興センター・農業改良普及課		農業大学校
農林水産部	宮古農林水産振興センター・農業改良普及課	商工労働部	病害虫防除技術センター
	西古農林水産振興センター・農林水産整備課		中央政策確保衛生所
	八重山農林水産振興センター		家畜衛生試験場
			家畜改良センター
			南部農林土木事務所
			栽培漁業センター
			産業政策課
			情報産業振興課
			企業立地推進課
			ものづくり振興課
農林水産部	雇用政策課	文化観光スポーツ部	労働政策課
	工業技術センター		工業振興センター
	工業振興センター		具志川職業能力開発校
	具志川職業能力開発校		浦添職業能力開発校
	浦添職業能力開発校		観光政策課
	観光政策課		観光振興課
	文化振興課		文化振興課
	県立芸術大学		県立芸術大学
	博物館・美術館		博物館・美術館
	スポーツ振興課		スポーツ振興課
土木建設部	技術管理課	土木建設部	技術管理課
	道路管理課		道路管理課
	河川課		河川課
	都市計画・モ儿ール課		都市計画・モ儿ール課
	港湾課		港湾課
	空港課		空港課

第2 重要備品の概要

1 全体的な重要備品の保有状況

- (1) 部局別重要備品保有状況  
 平成25年度末における重要備品の部局別保有状況は表1のとおりである。  
 保有数量では、教育庁の3,570件(35.2%)が最も多く、次いで農林水産部の1,854件(18.3%)、文化観光スポーツ部の1,466件(14.4%)となっている。  
 保有現在高金額では、教育庁の142億9,357万円(28.4%)が最も多く、次いで企画部の105億2,137万円(20.9%)、農林水産部の64億7,536万円(12.9%)、商工労働部の63億3,465万円(12.6%)となっている。

表1 部局別重要備品保有状況

部(室)名	保有数量	構成比	保有現在高金額	構成比	(参考) 1件当たりの金額
知事公室	230	2.3	633,593,343	1.3	2,754,754
総務部	113	1.1	331,960,220	0.7	2,937,701
企画部	526	5.2	10,521,371,799	20.9	20,002,608
環境生活部	397	3.9	1,402,861,581	2.8	3,533,656
福祉保健部	328	3.2	980,655,835	2.0	2,989,804
農林水産部	1,854	18.3	6,475,368,295	12.9	3,492,647
商工労働部	864	8.5	6,334,652,636	12.6	7,331,774
文化観光スポーツ部	1,466	14.4	3,788,982,670	7.5	2,584,572
土木建築部	317	3.1	4,265,100,452	8.5	13,454,576
出納事務局	21	0.2	71,799,252	0.1	3,419,012
県議会事務局	47	0.5	104,682,075	0.2	2,227,278
教育庁	3,570	35.2	14,293,571,748	28.4	4,003,802
選挙管理委員会	2	0.0	6,378,750	0.0	3,189,375
警察本部	418	4.1	1,047,672,092	2.1	2,506,393
合計	10,153	100.0	50,258,650,748	100.0	4,950,128

(単位：件、円、%)

表2 分類別重要備品保有状況

分類	保有数量	構成比	保有現在高金額	構成比	(参考) 1件当たりの金額
車両・船舶類	985	9.7	6,247,113,087	12.4	6,342,247
事務用機器類	1,186	11.7	5,442,323,435	10.8	4,588,806
装飾品類	953	9.4	2,380,327,552	4.7	2,497,720
被服・寝具類	4	0.0	6,609,400	0.0	1,652,350
冷暖房・厨房・その他電気器具類	1,294	12.7	3,374,279,436	6.7	2,607,635
計測量・試験分析機器類	1,530	15.1	7,747,004,168	15.4	5,063,401
照明・通信器具類	803	7.9	10,051,180,940	20.0	12,517,037
写真・光学器具類	409	4.0	1,713,294,086	3.4	4,188,983
事業用機械器具類	1,943	19.1	9,015,361,200	17.9	4,639,918
医療衛生機械器具類	321	3.2	930,852,295	1.9	2,899,851
教育用機械器具類	485	4.8	2,437,880,674	4.9	5,026,558
警察消防機械器具類	114	1.1	292,436,908	0.6	2,565,236
その他	126	1.2	619,987,567	1.2	4,920,536
合計	10,153	100.0	50,258,650,748	100.0	4,950,128

(単位：件、円、%)

(3) 経過年数別重要備品保有状況

平成25年度末における重要備品の経過年数別保有状況は表3のとおりである。  
 最も保有数量が多いのは、「10年以上15年未満」の2,313件(22.8%)で、次いで「5年未満」の2,210件(21.8%)、「15年以上20年未満」の1,854件(18.3%)、「5年以上10年未満」の1,842件(18.1%)となっている。  
 保有現在高金額では、「10年以上15年未満」の146億8,092万円(29.2%)が最も多く、次いで「5年未満」の136億7,700万円(27.2%)、「5年以上10年未満」の85億100万円(16.9%)、「15年以上20年未満」の72億9,881万円(14.5%)となっている。  
 結果として、保有数量の81.0%(8,219件)、保有現在高金額の87.8%(441億5,775万円)が、取得から20年未満のものとなっている。

表3-1 経過年数別重要備品保有状況(部局別)

部(室)名	5年未満		5年以上10年未満		10年以上15年未満	
	保有数量	保有現在高金額	保有数量	保有現在高金額	保有数量	保有現在高金額
知事公室	71	205,732,722	6	37,048,308	29	55,534,700
総務部	17	30,715,904	5	7,335,715	14	33,616,656
企画部	226	3,413,009,011	124	774,862,690	137	5,807,270,212
環境生活部	90	269,818,424	64	265,003,513	129	471,916,359
福祉保健部	47	74,800,885	51	146,646,869	75	204,232,586
農林水産部	338	1,436,434,333	348	1,279,972,608	416	1,488,363,012
商工労働部	179	2,337,800,259	53	546,123,959	219	1,617,243,216
文化観光スポーツ部	276	678,404,275	359	837,854,125	286	702,257,512
土木建築部	38	1,146,779,539	35	1,076,924,779	85	763,870,224
出納事務局	5	13,717,717	5	9,275,917	4	25,733,729
県議会事務局	2	7,881,968	1	1,328,250	2	7,599,375
教育庁	748	3,619,834,426	730	3,403,320,752	845	3,386,730,810
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	173	442,074,557	61	115,309,012	72	116,560,638
合計	2,210	13,677,004,020	1,842	8,501,006,497	2,313	14,680,929,029
構成比	21.8	27.2	18.1	16.9	22.8	29.2

(単位：件、円、%)



表3-2 経過年数別重要備品保有状況(部局別) (単位:件、円、%)

部(室)名	15年以上20年未満		20年以上30年未満		30年以上40年未満	
	保有数量	保有現在高金額	保有数量	保有現在高金額	保有数量	保有現在高金額
知事公室	92	242,416,622	30	90,094,991	2	2,766,000
総務部	46	163,935,679	28	91,153,766	3	5,202,500
企画部	9	54,603,803	30	471,626,083	0	0
環境生活部	53	220,112,535	50	156,091,750	10	18,819,000
福祉保健部	107	322,364,400	40	149,737,895	8	82,873,200
農林水産部	325	998,597,432	355	1,128,577,841	69	138,064,729
商工労働部	171	913,259,989	107	520,144,641	132	396,275,426
文化観光スポーツ部	220	576,853,367	258	776,752,401	65	210,591,000
土木建築部	61	906,981,938	88	314,767,542	10	55,776,430
出納事務局	7	23,071,889	0	0	0	0
県議会事務局	1	10,872,855	39	74,429,627	2	2,570,000
教育庁	727	2,697,615,323	307	730,623,964	188	406,364,640
選挙管理委員会	1	4,488,750	1	1,890,000	0	0
警察本部	34	163,637,850	62	141,206,842	16	68,883,193
合計	1,854	7,298,812,432	1,395	4,647,097,343	505	1,388,186,118
構成比	18.3	14.5	13.7	9.3	5.0	2.8

表3-3 経過年数別重要備品保有状況(部局別) (単位:件、円、%)

部(室)名	40年以上50年未満		50年以上		合計	
	保有数量	保有現在高金額	保有数量	保有現在高金額	保有数量	保有現在高金額
知事公室	0	0	0	0	230	633,593,343
総務部	0	0	0	0	113	331,960,220
企画部	0	0	0	0	526	10,521,371,799
環境生活部	1	1,100,000	0	0	397	1,402,861,581
福祉保健部	0	0	0	0	328	980,655,835
農林水産部	3	5,358,340	0	0	1,854	6,475,368,295
商工労働部	3	3,805,146	0	0	864	6,334,652,636
文化観光スポーツ部	2	6,269,990	0	0	1,466	3,788,982,670
土木建築部	0	0	0	0	317	4,265,100,452
出納事務局	0	0	0	0	21	71,799,252
県議会事務局	0	0	0	0	47	104,682,075
教育庁	25	49,081,833	0	0	3,570	14,293,571,748
選挙管理委員会	0	0	0	0	2	6,378,750
警察本部	0	0	0	0	418	1,047,672,092
合計	34	65,615,309	0	0	10,153	50,258,650,748
構成比	0.3	0.1	0.0	0.0	100.0	100.0

(4) 取得金額別重要備品保有状況  
 平成25年度末における重要備品の取得金額別保有状況は表4のとおりである。  
 最も保有数量が多いのは、「100万円以上200万円未満」の4,811件(47.4%)で、次いで「200万円以上300万円未満」の1,741件(17.1%)、「300万円以上400万円未満」の1,031件(10.2%)となっている。  
 取得金額では、「500万円以上」の重要備品が、全体の65.6%を占めている。

表4-1 取得金額別重要備品保有状況(部局別) (単位:件、円、%)

部(室)名	100万円未満		100万円以上200万円未満		200万円以上300万円未満	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
知事公室	0	0	164	233,980,349	26	63,261,066
総務部	1	891,350	60	84,422,022	19	45,085,557
企画部	0	0	105	162,494,376	88	227,460,387
環境生活部	0	0	161	226,209,649	97	237,580,233
福祉保健部	19	17,436,203	148	202,809,500	51	118,647,855
農林水産部	68	57,513,926	859	1,220,300,393	363	886,069,649
商工労働部	1	981,106	286	426,990,088	102	254,511,871
文化観光スポーツ部	1	973,350	894	1,204,246,589	225	520,433,787
土木建築部	1	882,000	122	176,424,932	59	146,466,715
出納事務局	0	0	4	6,526,669	7	15,698,384
県議会事務局	0	0	28	37,544,090	12	30,455,310
教育庁	2	964,000	1,731	2,411,152,938	622	1,524,080,012
選挙管理委員会	0	0	1	1,890,000	0	0
警察本部	5	3,073,901	248	342,928,374	70	175,883,011
合計	98	82,715,836	4,811	6,737,919,969	1,741	4,245,633,837
構成比	1.0	0.2	47.4	13.4	17.1	8.4

表4-2 取得金額別重要備品保有状況(部局別) (単位:件、円、%)

部(室)名	300万円以上400万円未満		400万円以上500万円未満		500万円以上1000万円未満	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
知事公室	16	55,539,625	1	4,586,000	12	81,512,758
総務部	10	33,085,066	9	41,658,430	10	75,724,873
企画部	27	90,587,950	45	203,591,181	86	614,868,685
環境生活部	49	167,120,684	26	115,862,307	44	302,419,561
福祉保健部	42	142,057,742	20	89,820,604	41	261,663,381
農林水産部	175	600,586,583	89	397,964,957	204	1,372,782,107
商工労働部	96	331,947,002	62	280,922,220	151	1,071,069,424
文化観光スポーツ部	114	404,009,864	96	417,992,824	108	705,015,828
土木建築部	48	168,583,130	8	36,152,405	34	261,906,493
出納事務局	8	28,583,988	1	4,039,512	0	0
県議会事務局	3	9,423,000	2	9,504,852	1	6,881,968
教育庁	397	1,379,340,750	222	969,691,319	308	2,100,493,436
選挙管理委員会	0	0	1	4,488,750	0	0
警察本部	46	157,523,297	28	122,481,135	16	109,449,972
合計	1,031	3,568,388,681	610	2,698,756,496	1,015	6,963,788,486
構成比	10.2	7.1	6.0	5.3	10.0	13.9

表 4-3 取得金額別重要備品保有状況 (部局別) (単位：件、円、%)

部(室)名	1,000万円以上2,000万円未満		2,000万円以上3,000万円未満		3,000万円以上4,000万円未満	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
知事公室	8	96,951,345	2	47,257,200	0	0
総務部	4	51,092,922	0	0	0	0
企画部	106	1,557,529,228	14	342,464,369	9	308,789,623
環境生活部	14	192,827,545	4	95,111,602	2	65,730,000
福祉保健部	5	62,218,550	1	20,989,000	0	0
農林水産部	71	1,023,688,987	15	366,747,214	3	99,136,929
商工労働部	84	1,184,115,252	49	1,216,319,561	12	395,192,665
文化観光スポーツ部	20	247,999,908	3	69,555,000	1	39,994,500
土木建築部	18	243,751,145	4	102,930,200	2	76,584,900
出納事務局	1	16,950,699	0	0	0	0
農林水産部	1	10,872,855	0	0	0	0
教育庁	178	2,658,713,964	72	1,684,205,714	20	676,611,414
選考管理委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	3	42,447,902	0	0	0	0
合計	513	7,389,160,302	164	3,945,579,860	49	1,662,040,031
構成比	5.0	14.6	1.6	7.9	0.5	3.3

表 4-4 取得金額別重要備品保有状況 (部局別) (単位：件、円、%)

部(室)名	4,000万円以上5,000万円未満		5,000万円以上1億円未満		1億円以上3億円未満	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
知事公室	0	0	1	50,505,000	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0
企画部	1	46,935,000	22	1,585,414,000	18	2,947,506,000
環境生活部	0	0	0	0	0	0
福祉保健部	0	0	1	65,013,000	0	0
農林水産部	3	133,740,050	3	207,637,500	1	109,200,000
商工労働部	12	522,819,376	8	542,747,745	1	107,036,326
文化観光スポーツ部	4	178,761,020	0	0	0	0
土木建築部	2	99,330,000	1	98,385,000	18	2,853,703,532
出納事務局	0	0	0	0	0	0
農林水産部	0	0	0	0	0	0
教育庁	12	547,168,234	6	341,149,967	0	0
選考管理委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	2	93,884,500	0	0	0	0
合計	36	1,622,638,180	42	2,890,852,212	38	6,017,445,858
構成比	0.4	3.2	0.4	5.8	0.4	12.0

表 4-5 取得金額別重要備品保有状況 (部局別) (単位：件、円、%)

部(室)名	3億円以上5億円未満		5億円以上		合計	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
知事公室	0	0	0	0	230	633,593,343
総務部	0	0	0	0	113	331,960,220
企画部	3	933,391,000	2	1,500,340,000	526	10,521,371,799
環境生活部	0	0	0	0	397	1,402,861,581
福祉保健部	0	0	0	0	328	980,655,835
農林水産部	0	0	0	0	1,854	6,475,368,295
商工労働部	0	0	0	0	864	6,334,652,636
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	1,466	3,788,982,670
土木建築部	0	0	0	0	317	4,265,100,452
出納事務局	0	0	0	0	21	71,799,252
農林水産部	0	0	0	0	47	104,682,075
教育庁	0	0	0	0	3,570	14,293,571,748
選考管理委員会	0	0	0	0	2	6,378,750
警察本部	0	0	0	0	418	1,047,672,092
合計	3	933,391,000	2	1,500,340,000	10,153	50,258,650,748
構成比	0.0	1.9	0.0	3.0	100.0	100.0

2 高額重要備品の取得、管理及び利用状況

重要備品の取得、管理及び利用状況については、高額重要備品を保有する158機関に対し、各機関ごとに取得金額の高いものから最大10件を抽出した。

(1) 高額重要備品の保有状況

高額重要備品は813件で、保有現在高金額は190億6,324万1,489円となっている。このうち、沖縄振興特別推進交付金を活用して取得した高額重要備品の保有現在高金額は7億9,279万2,872円となっている。

表 5 高額重要備品の件数及び保有現在高金額 (単位：件、円、%)

部局名	件数	保有現在高金額	うち沖縄振興特別推進交付金
知事公室	16	234,135,113	0
総務部	11	126,817,795	0
企画部	27	4,231,310,580	0
環境生活部	36	567,021,719	55,686,417
福祉保健部	36	332,664,031	0
農林水産部	168	2,305,566,127	145,471,080
商工労働部	87	2,109,528,600	481,272,375
文化観光スポーツ部	44	682,143,400	0
土木建築部	65	2,885,464,915	99,876,000
出納事務局	1	16,950,699	0
農林水産部	2	17,754,823	0
教育庁	301	5,326,457,588	10,487,000
選考管理委員会	0	0	0
警察本部	19	227,426,099	0
合計	813	19,063,241,489	792,792,872

(2) 高額重要備品の取得状況

ア 取得に当たったの検討状況

(7) 検討委員会の設置状況

高額重要備品の取得に際して、必要性や機種の選定等について審査する検討委員会を設置しているものが、211件(26.0%)で、設置していないものが190件(23.4%)、取得から時間を経過しているため書類等が廃棄されるなどして不明となっているものが412件(50.6%)となっている。

表6 検討委員会の設置状況 (単位：件、%)

部局名	有	無	不明	計
知事公室	0	1	15	16
総務部	0	8	3	11
企画部	18	9	0	27
環境生活部	3	10	23	36
福祉保健部	0	0	36	36
農林水産部	35	47	86	168
商工労働部	31	26	30	87
文化観光スポーツ部	8	12	24	44
土木建築部	1	30	34	65
出納事務局	0	1	0	1
県議会議務局	0	2	0	2
教育庁	115	35	151	301
選挙管理委員会	0	0	0	0
警察本部	0	9	10	19
合計	211	190	412	813
構成比	26.0	23.4	50.6	100.0

(イ) 購入計画の有無

高額重要備品の数年にわたる購入計画の有無については、計画の有るものが191件(23.5%)で、無いものが299件(36.8%)、購入から時間を経過しているため書類等が廃棄されるなどして不明となっているものが23件(39.7%)となっている。

表7 数年にわたる購入計画 (単位：件、%)

部局名	有	無	不明	計
知事公室	0	3	13	16
総務部	0	9	2	11
企画部	7	20	0	27
環境生活部	3	30	3	36
福祉保健部	0	0	36	36
農林水産部	14	77	77	168
商工労働部	15	50	22	87
文化観光スポーツ部	1	21	22	44
土木建築部	11	26	28	65
出納事務局	0	1	0	1
県議会議務局	0	2	0	2
教育庁	136	52	113	301
選挙管理委員会	0	0	0	0
警察本部	4	8	7	19
合計	191	299	323	813
構成比	23.5	36.8	39.7	100.0

(ウ) 契約の方法

重要備品の契約方法は、「指名競争入札」が212件(26.1%)、「一般競争入札」が189件(23.2%)となっており、「その他」を除き契約方法がわかるものについては、ほとんどが競争入札による取得となっている。

表8 契約の方法 (単位：件、%)

部局名	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	寄贈	委託事業による取得	その他	計
知事公室	1	10	0	0	0	5	16
総務部	0	2	0	0	3	6	11
企画部	17	0	1	0	9	0	27
環境生活部	3	9	0	1	7	16	36
福祉保健部	1	2	0	0	0	31	36
農林水産部	20	59	24	0	2	63	168
商工労働部	24	6	8	2	18	29	87
文化観光スポーツ部	2	7	5	8	0	22	44
土木建築部	23	2	3	1	18	18	65
出納事務局	0	1	0	0	0	0	1
県議会議務局	0	0	0	0	0	2	2
教育庁	91	114	3	1	3	89	301
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	7	0	0	2	0	10	19
合計	189	212	46	15	60	291	813
構成比	23.2	26.1	5.7	1.8	7.4	35.8	100.0

(3) 高額重要備品の管理状況

ア 保守点検契約の状況

平成25年度における高額重要備品の保守点検契約の状況は、契約を行っているものが128件(15.7%)、契約を行っていないものが685件(84.3%)となっている。

また、保守点検契約に要した金額は、1億3,259万2,578円となっている。

表9 保守点検契約の状況 (単位：件、円、%)

部局名	保守点検契約の状況		契約金額	
	有	無	計	契約金額
知事公室	0	16	16	0
総務部	0	11	11	0
企画部	6	21	27	71,911,350
環境生活部	4	32	36	11,766,300
福祉保健部	1	35	36	698,491
農林水産部	14	154	168	4,641,840
商工労働部	11	76	87	1,167,000
文化観光スポーツ部	5	39	44	10,100,916
土木建築部	10	55	65	3,079,421
出納事務局	0	1	1	0
県議会議務局	0	2	2	0
教育庁	74	227	301	28,702,260
選挙管理委員会	0	0	0	0
警察本部	3	16	19	525,000
合計	128	685	813	132,592,578
構成比	15.7	84.3	100.0	



イ 修繕記録簿の有無

高額重要備品の修繕記録簿の有無については、修繕記録簿が有るものが131件(16.1%)、修繕記録簿の無いものが682件(83.9%)であった。

表10 修繕記録簿の有無 (単位：件、%)

部局名	有	無	計
知事公室	0	16	16
総務部	0	11	11
企画部	14	13	27
環境生活部	4	32	36
福祉保健部	4	32	36
農林水産部	38	130	168
商工労働部	20	67	87
文化観光スポーツ部	6	38	44
土木建築部	11	54	65
出納事務局	1	0	1
県議会事務局	0	2	2
教育庁	27	274	301
選挙管理委員会	0	0	0
警察本部	6	13	19
合計	131	682	813
構成比	16.1	83.9	100.0

ウ 修繕計画の有無

高額重要備品の修繕計画を設けているのは59件(7.3%)、計画の無いものが754件(92.7%)であった。

表11 修繕計画の有無 (単位：件、%)

部局名	有	無	計
知事公室	0	16	16
総務部	0	11	11
企画部	7	20	27
環境生活部	0	36	36
福祉保健部	1	35	36
農林水産部	6	162	168
商工労働部	11	76	87
文化観光スポーツ部	2	42	44
土木建築部	4	61	65
出納事務局	0	1	1
県議会事務局	0	2	2
教育庁	28	273	301
選挙管理委員会	0	0	0
警察本部	0	19	19
合計	59	754	813
構成比	7.3	92.7	100.0

エ 修繕の実施状況

平成25年度において修繕を実施したものは233件(28.7%)、修繕を行っていないものが580件(71.3%)であった。  
修繕に要した金額は、1億939万8,399円であった。

表12 修繕の実施 (単位：件、円、%)

部局名	有	無	計	修繕金額
知事公室	6	10	16	295,343
総務部	1	10	11	468,511
企画部	13	14	27	47,619,582
環境生活部	10	26	36	14,901,915
福祉保健部	5	31	36	385,274
農林水産部	35	133	168	10,346,044
商工労働部	18	69	87	2,691,976
文化観光スポーツ部	14	30	44	6,187,250
土木建築部	21	44	65	7,842,015
出納事務局	1	0	1	235,628
県議会事務局	1	1	2	147,808
教育庁	103	198	301	16,686,055
選挙管理委員会	0	0	0	0
警察本部	5	14	19	1,590,998
合計	233	580	813	109,398,399
構成比	28.7	71.3	100.0	

(4) 高額重要備品の利用状況

ア 設置場所  
高額重要備品の設置場所は、「研究室等の専用室」が345件(42.4%)、「その他」が191件(23.5%)、「屋外」が121件(14.9%)となっている。

表13 設置場所 (単位：件、%)

部局名	執務室	研究室等の専用室	倉庫・保管室等	屋外	その他	計
知事公室	1	0	2	9	4	16
総務部	0	5	5	0	1	11
企画部	7	17	0	0	3	27
環境生活部	4	13	6	0	13	36
福祉保健部	1	10	4	3	18	36
農林水産部	8	71	40	26	23	168
商工労働部	0	38	1	2	46	87
文化観光スポーツ部	0	10	15	3	16	44
土木建築部	9	10	19	1	26	65
出納事務局	0	0	0	0	1	1
県議会事務局	0	0	0	1	1	2
教育庁	6	168	21	72	34	301
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	1	3	6	4	5	19
合計	37	345	119	121	191	813
構成比	4.6	42.4	14.6	14.9	23.5	100.0



イ 利用形態

高額重要備品の利用形態は「施設利用者の利用に供する」が307件(37.8%)、「職員のみ」が255件(31.4%)、「その他」が185件(22.8%)となっている。

表14 利用形態

部局名	(単位：件、%)				
	職員のみ	外部機関への貸出	展示	施設利用者の利用に供する	その他
知事公室	3	1	0	2	10
総務部	6	0	0	2	3
企画部	5	13	0	0	9
環境生活部	19	1	2	8	6
福祉保健部	12	0	0	2	22
農林水産部	113	12	0	3	40
商工労働部	8	9	0	29	41
文化観光スポーツ部	1	12	18	12	44
土木建築部	29	15	0	2	19
出納事務局	1	0	0	0	0
県議会事務局	2	0	0	0	2
教育庁	44	0	0	240	17
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
警察本部	12	0	0	1	6
合計	255	52	14	307	185
構成比	31.4	6.4	1.7	37.8	22.8

ウ 利用状況

高額重要備品の利用状況が分かる利用記録簿の有無については、有るものが282件(34.7%)、無いものが531件(65.3%)となっている。

また、利用記録簿において、重要備品の利用状況を把握しているもののうち、利用率が10%以下のものが95件あり、その理由としては、「用途が特殊」が46件(48.4%)、「取得後間もない」が13件(13.7%)となっている。

表15 利用記録簿の有無

部局名	(単位：件、%)		
	有	無	計
知事公室	9	7	16
総務部	4	7	11
企画部	23	4	27
環境生活部	14	22	36
福祉保健部	10	26	36
農林水産部	73	95	168
商工労働部	36	51	87
文化観光スポーツ部	15	29	44
土木建築部	19	46	65
出納事務局	1	0	1
県議会事務局	2	0	2
教育庁	68	233	301
選挙管理委員会	0	0	0
警察本部	8	11	19
合計	282	531	813
構成比	34.7	65.3	100.0

表16 利用率が10%以下の場合の理由

部局名	(単位：件、%)						
	用途が特殊	備品の故障	新機種導入により不用	備品の陳腐化	取得後間もない	その他	計
知事公室	2	0	0	0	0	0	2
総務部	1	1	1	0	0	0	3
企画部	1	0	0	0	0	7	8
環境生活部	3	0	0	0	0	0	3
福祉保健部	3	1	0	0	0	1	5
農林水産部	16	3	1	1	7	5	33
商工労働部	9	1	4	2	0	3	19
文化観光スポーツ部	7	0	0	0	0	2	9
土木建築部	1	0	1	0	0	0	2
出納事務局	0	0	0	0	0	0	0
県議会事務局	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	2	2	0	0	1	6	9
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	1	0	0	0	0	1	2
合計	46	7	6	7	4	13	95
構成比	48.4	6.3	7.4	4.2	13.7	20.0	100.0

注：「利用率」とは、利用日数/365日×100のこととした。

### 第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「重要備品の取得及び管理について」をテーマとして、県の全機関を対象に重要備品の保有状況を調査し、その中から取得金額500万円以上の重要備品を保有する機関を対象に高額重要備品の取得、管理及び利用について監査を実施した。監査の結果、改善を要する事項があったことから、今後、重要備品の適切な管理と効率的な運用に努めるとともに、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

#### 1 重要備品の取得について

高額重要備品の必要性や機種選定等を審査する検討委員会を設置しているものが211件(26.0%)、設置していないものが190件(23.4%)であった。また、数年にわたる購入計画があるものが191件(23.5%)、購入計画がないものが299件(36.8%)であった。重要備品の取得に際しては、検討委員会等を設置して利用の頻度や期間等を考慮し、有効かつ効率的な活用が図られるような仕様や利用計画等の検討に努めていただきたい。

また、購入の検討にあたっては、事業内容に照らし、機器の特性や使用期間を考慮し、費用面においても取得費だけでなく、維持管理費や処分費を勘案した購入計画の策定に努めていただきたい。

#### 2 重要備品の管理について

高額重要備品の修繕記録簿があるものが131件(16.1%)、修繕記録簿がないものが682件(83.9%)であった。また、修繕計画を設けているものが59件(7.3%)、設けていないものが754件(92.7%)であった。

重要備品は、長期にわたり良好な状態を維持するために、耐用年数と経過年数から適切な時期に修繕を実施し、修繕記録簿を作成して長期的な修繕計画の策定に努めていただきたい。

#### 3 重要備品の利用について

##### (1) 利用状況の把握

高額重要備品の利用状況が分かる利用記録簿があるものが282件(34.7%)、利用記録簿がないものが531件(65.3%)であった。

重要備品の効果を検証するには、利用実態を把握することが不可欠である。必要に応じて利用記録簿を備え、適切な利用状況の把握に努めていただきたい。

##### (2) 利用率の低い重要備品の活用と処分

利用記録簿により利用状況を把握している282件のうち、利用率が10%以下の高額重要備品が95件あった。

利用率の低い理由は、「用途が特殊」が46件(48.4%)で最も多く、「備品が故障、新機種の導入、備品の陳腐化・老朽化」が17件(17.9%)であった。

故障、新機種の導入、老朽化により利用率が低いものは、重要備品の目的に照らし、活用の必要性を検証し、修繕による再活用、または所管換え、売却等行って適切な管理に努めていただきたい。

##### (3) 重要備品の遊休化

利用記録簿がなく、全く利用されていない機関は5機関で件数が10件あり、その理由、機関及び件数は次のとおりである。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

- ・健康診断業務が終了したため利用されていない機関  
子ども生活福祉部 中部福祉保健所(旧福祉保健部 中部福祉保健所) 1件
- ・土壌作物体総合分析計が老朽化したため利用されていない機関  
農林水産部 宮古農林水産振興センター農業改良普及課 1件
- ・試験・実験委託事業が終了したため利用されていない機関  
商工労働部 産業政策課 4件
- ・寄贈された天蓋風飾りの用途がないため利用されていない機関  
土木建築部 都市計画・モノレール課 1件
- ・研修用パソコンの老朽化により利用されていない機関  
教育庁 県立総合教育センター 3件

# 参 考 資 料

## 【関係法令】

### ○地方財政法

#### (財産の管理及び運用)

第8条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

### ○沖縄県財務規則

#### (物品の分類及び区分)

第153条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要備品 別表第9に掲げるもののほか一品の取得価格が100万円以上の備品をいう。
- (2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が2万円以上のものをいう。ただし、沖縄県公印規程（昭和47年沖縄県訓令第17号）第3条に規定する公印については、2万円未満であっても備品扱いとする。

#### 別表第9（第153条関係）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する自動車のうち

- 1 普通自動車（被けん引自動車を除く。）
- 2 小型自動車（被けん引自動車及び二輪自動車を除く。）
- 3 大型特殊自動車

### (物品管理者)

第155条 部局の長又はかい長は、その所管に属する物品を管理するものとする。

- 2 前項の規定により物品を管理する者を物品管理者とす。

### (物品取扱者)

第156条 第2条の規定により、かいとして指定されない出先機関等の長は、その所管に属する物品を管理するものとする。

- 2 前項の規定により物品を管理する者を物品取扱者とす。

### (物品管理者等の職務)

第157条 物品管理者及び物品取扱者（以下「物品管理者等」という。）は、使用中の物品について当該物品を使用する者が適正かつ効率的に使用しているかどうかを監視し、物品の使用状況を把握しておかなければならない。

- 2 物品管理者は、所属の物品取扱者に対して必要な指示をすることができる。





(単位：件、円、%)

区分名	4000万円以上5000万円未満		5000万円以上1億円未満		1億円以上3億円未満		3億円以上10億円未満	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
車両・船舶類	4	193,214,500	2	148,890,000	18	2,853,703,532	0	0
事務用機器類	2	94,329,584	3	216,265,500	1	109,200,000	0	0
装飾品類	3	137,674,520	0	0	0	0	0	0
被服・寝具類	0	0	0	0	0	0	0	0
冷暖房・厨房・その他電気器具類	0	0	0	0	0	0	0	0
計測量・試験分析機器類	7	311,885,450	14	914,103,415	0	0	0	0
照明・通信機器類	4	168,769,100	15	1,119,154,411	18	2,947,506,000	0	0
写真・光学機器類	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用機械器具類	12	529,396,376	7	437,243,326	1	107,036,326	0	0
医療衛生機械器具類	0	0	0	0	0	0	0	0
教育用機械器具類	3	139,416,200	1	55,195,560	0	0	0	0
警察消防機械器具類	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	47,952,450	0	0	0	0	0	0
合計	36	1,622,638,180	42	2,890,852,212	38	6,017,445,858	0	0
構成比	0.4	3.2	0.4	5.8	0.4	12.0	0.0	0.0

(単位：件、円、%)

区分名	3億円以上5億円未満		5億円以上10億円未満		10億円以上		合計	
	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額	保有数量	取得金額
車両・船舶類	0	0	0	0	985	6,247,113,087	0	0
事務用機器類	2	624,540,000	0	0	1,186	5,442,323,435	0	0
装飾品類	0	0	0	0	953	2,380,327,552	0	0
被服・寝具類	0	0	0	0	4	6,609,400	0	0
冷暖房・厨房・その他電気器具類	0	0	0	0	1,294	3,374,279,436	0	0
計測量・試験分析機器類	0	0	0	0	1,530	7,747,004,168	0	0
照明・通信機器類	1	308,851,000	2	1,500,340,000	803	10,051,180,940	0	0
写真・光学機器類	0	0	0	0	409	1,713,294,086	0	0
事業用機械器具類	0	0	0	0	1,943	9,015,361,200	0	0
医療衛生機械器具類	0	0	0	0	321	930,852,295	0	0
教育用機械器具類	0	0	0	0	485	2,437,880,674	0	0
警察消防機械器具類	0	0	0	0	114	292,436,908	0	0
その他	0	0	0	0	126	619,987,567	0	0
合計	3	933,391,000	2	1,500,340,000	10,153	50,258,650,748	0	0
構成比	0.0	1.9	0.0	3.0	100.0	100.0	0.0	0.0

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--